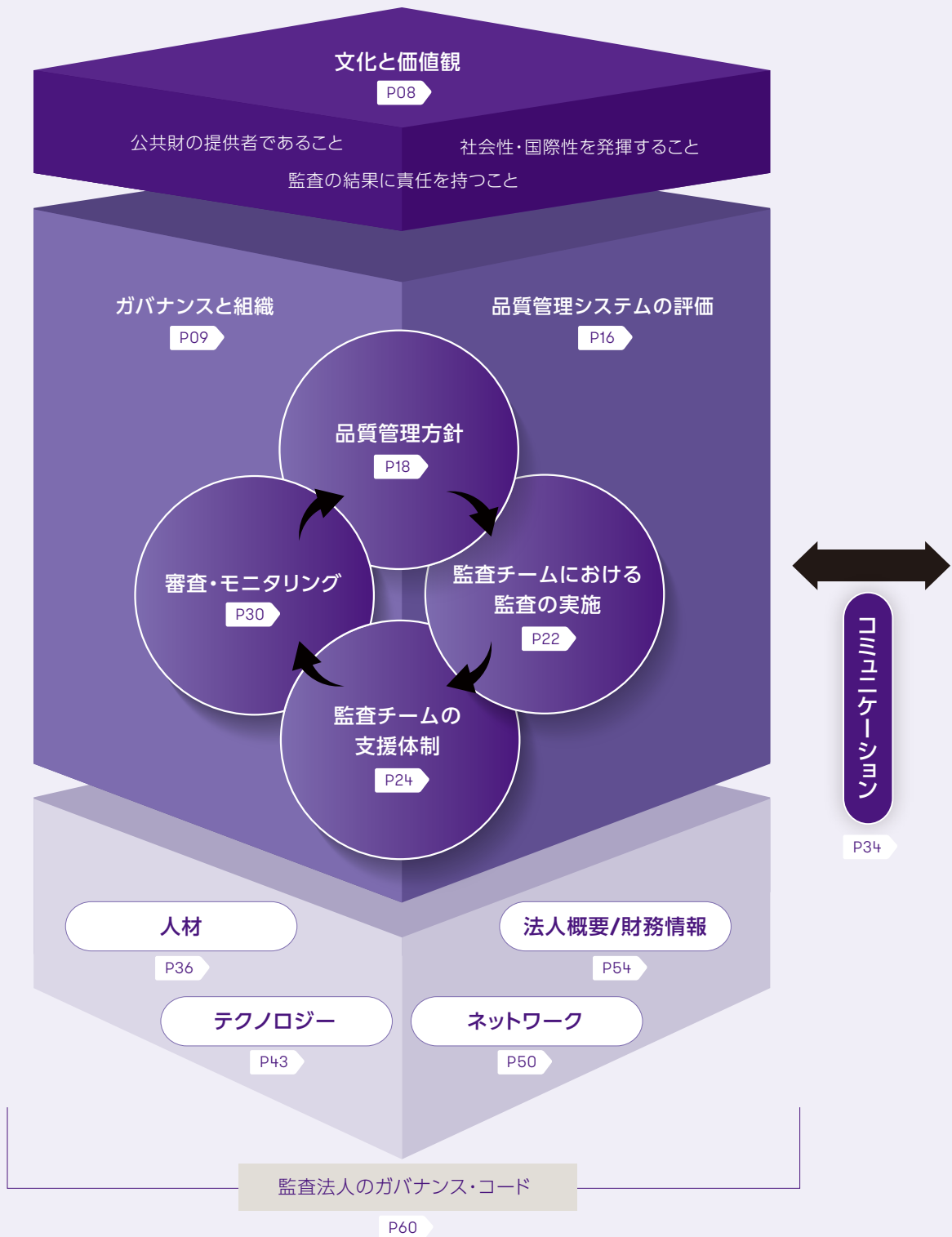


監査品質向上のための取組み

QUALITY REPORT 2024

QUALITY REPORT 2024

太陽有限責任監査法人は、構成員が共有する価値観として「3つの価値観」を定めており、これらに基づいて組織を設計し、業務管理態勢及び品質管理態勢の整備・運用しています。これにより監査品質の持続的な向上を確かなものとするを、長期的な法人運営の在り方として位置付けています。



資本市場



CONTENTS

太陽有限責任監査法人の文化と価値観	P08
太陽有限責任監査法人のガバナンスと組織	P09
太陽有限責任監査法人の監査品質	P16
品質管理システムの評価	P17
品質管理方針	P18
職業倫理と独立性	
新規契約の締結と更新	
監査チームの編成と監査の実施	P22
監査チームを支援する体制	P24
グループ監査への対応	
不正リスクへの対応	
KAMへの取組み	
専門的な見解の問合せ・専門家の業務の利用	
IFRSへの対応	
知的資源の蓄積	
IPO準備支援	
サステナビリティ開示への取組み	
審査及びモニタリング	P30
コミュニケーション	P34
太陽有限責任監査法人の人材	P36
太陽有限責任監査法人の監査とテクノロジー	P43
太陽有限責任監査法人のネットワーク	P50
法人概要	P54
監査法人ガバナンス・コードの対応状況について	P60

ご挨拶

私たちの職責と使命は、公認会計士法第1条に明らかにされています。すなわち、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」とされています。

私たち太陽有限責任監査法人の全ての社員・職員は、財務書類等の信頼性と公正性を確保し、企業の持続可能な発展や公共の利益に貢献することを目指しています。公正な監査を通じて、情報の正確性と透明性を保証し、ステークホルダーの信頼を獲得することを最も大切な職責と使命として位置づけ、日々の業務に取り組んでいます。

私たちは、社員・職員の全員が共有する価値観として、「公共財の提供者であること」「監査の結果に責任を持つこと」「社会性・国際性を発揮すること」の3つを定めています。この3つの価値観に基づいて、組織や業務管理態勢、品質管理態勢の向上を進めることを長期的な法人運営の在り方としています。これらの価値観のうち最も重視している「公共財の提供者であること」は、資本市場において監査に期待される社会的使命を果たすことによって、公共の利益を追求し続けようとする考え方を意味しており、高い専門性と高品質な監査業務を追求することを運営方針としています。

私たち太陽有限責任監査法人は、契約職員を含む社員・職員が約1,300名の規模となりました。こうした中、運営方針や監査品質向上のための取組みを組織の末端まで確実に浸透させ、しなやかで強靱な組織を目指しています。

当法人は、2023年12月26日に、被監査会社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことに関し、3か月（2024年1月1日から2024年3月31日）の契約の新規締結に関する業務の停止、業務改善命令等の行政処分を受けました。2024年1月31日付で業務改善計画を提出し、2月29日付の報告、3月29日付の報告を経て、7月1日付で業務改善報告を提出しております。金融庁より、これ以後の報告は要しない旨の通知を受領したため、現在では、当法人の金融庁に対する業務改善報告は終了しています。

ステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを、改めて深くお詫び申し上げます。当法人としては、業務改善計画を履行して整備した態勢をより一層、浸透・定着させるとともに、法人一丸となって、監査品質の向上に継続的に取り組み、監査法人として期待される社会的使命を果たしてまいり所存です。

このたび、「QUALITY REPORT2024（監査品質向上のための取組み）」として、当法人の価値観、目指す姿とともに、この社会的使命を果たすための具体的な取組みについてまとめましたので、より多くの皆様にご覧頂ければ幸いです。



2140165

総括代表社員 (CEO)

監査品質指標一覽



職業倫理と独立性

2024年6月期

独立性調査の回答率

100% LAST YEAR →

独立性違反件数

2件 LAST YEAR ↑

※違反事案については、違反の識別後ただちに対応策を講じ、監査人としての独立性・客観性に影響を与えていないことを確認しています。



テクノロジーの活用

2024年6月期

IT投資額と、IT投資額の業務収入に占める割合

IT投資額[保守費等含む]

521百万円 LAST YEAR ↓

IT投資額の業務収入に占める割合

2.9% LAST YEAR ↓



新規契約の締結と更新

2024年6月期

上場被監査会社数の推移

監査人の変更による増加

5社 LAST YEAR ↓

新規上場による増加

11社 LAST YEAR ↓

監査人の変更による減少

6社 LAST YEAR ↓

その他(上場廃止)

9社 LAST YEAR ↑

2024年6月末現在

338社 LAST YEAR ↑

※TOKYO PRO Marketに上場する会社数を含みません。



監査業務の実施

2024年6月期

監査業務収入の
全業務収入に占める割合

96.8% LAST YEAR ↓

総監査時間のうち業務執行
社員の監査時間の占める割合

8.4% LAST YEAR ↓

総監査時間のうち有資格者の
監査時間の占める割合

82.2% LAST YEAR ↑

※有資格者:公認会計士及び
公認会計士試験合格者等



人材の採用と育成

2024年6月期

期末人員数と構成比

パートナー	96名 (8%) ↑	シニアマネジャー・マネジャー	132名 (10%) ↑
スーパーバイザー・シニアスタッフ	288名 (22%) ↑	スタッフ	433名 (33%) ↑
事務職員	95名 (7%) ↓	契約職員等	254名 (20%) ↑
合計	1,298名 (100%) ↑		

定期採用人数	77名 ↑	中途採用人数	129名 ↓	職員一人当たりの研修時間	113時間 ↑	海外駐在経験者	26名 ↓
--------	-------	--------	--------	--------------	---------	---------	-------

人員数の推移(資格別)

公認会計士	429名 (46%) ↑	公認会計士試験合格者等	270名 (29%) ↑
その他専門職	250名 (25%) ↑	合計	949名 (100%) ↑

※事務職員及び契約職員を除く

デジタル化推進体制

データアナリティクス推進	11名	RPAツール開発・利用推進	18名	生成AI(独自LLM等)開発推進	8名	コレポンツール開発推進	9名
--------------	-----	---------------	-----	------------------	----	-------------	----

※コレポンツールの詳細については、P45をご参照ください。



モニタリング・外部レビュー

2024年6月期

品質管理業務に従事する人員数

56名

※品質管理本部に在籍する社員・職員(地区事務所所属との兼任を含む)及び品質管理本部所管の委員会構成員を記載しています。

内部点検において検出された「監査意見に影響を与える重要な指摘事項」件数

0件 →

1

太陽有限責任監査法人の文化と価値観

太陽有限責任監査法人の文化

私たちは、構成員が共有する価値観として以下の「3つの価値観」を定めており、これらに基づいて組織や業務管理態勢、品質管理態勢の向上を進めることを長期的な法人運営の在り方として位置付けています。3つの価値観の中で最も重視している「公共財の提供者であること」は、資本市場において監査に期

待される社会的な役割を果たすことによって公共の利益を追求し続けようとする基本的な考え方を意味しています。他の2つの価値観である「監査の結果に責任を持つこと」、「社会性・国際性を発揮すること」も、監査業務に求められる公共の利益を追求するために掲げたものです。

太陽有限責任監査法人の3つの価値観

私たちは、監査品質の持続的な向上を確かなものとするため、以下の「3つの価値観」を大切にしています。

公共財の提供者であること



私たちが提供する監査業務においては、資本市場における投資家保護を念頭に正しい監査上の判断基準を持ち続けることが非常に重要となります。私たちは、資本市場における社会的な基盤でなければならず、公共財を提供することが社会的使命であると考えています。このような社会的使命を果たすには、同時に、被監査会社との良好な関係を保持することが必要です。被監査会社への適切な開示とガバナンスの強化に貢献するため、積極的に関わることで信頼に応え、結果として、投資家の信頼に応えうる高品質で有効かつ効率的な監査を提供します。

監査の結果に責任を持つこと



私たちは、監査品質の向上のために遵守すべき監査基準の要求事項に積極的に応えていくことが重要と考えています。しかし、監査基準の要求事項への対応が必要十分であったとしても、結果として適切ではない財務諸表が公表され、その利用者である投資家に損害が生じれば、私たちは実施した監査について責任を問われることになります。私たちは、監査意見を表明することの責任を考えるからこそ深度ある監査が実施できるものと認識しています。監査意見に責任を持つためには、全ての監査の実施者が職業的懐疑心を高いレベルで保つ必要があります。私たちが持つべき職業的懐疑心は、被監査会社を取り巻く経営環境やその事業活動等に強い興味や好奇心を持って行動することではじめて保持し得ると考えています。このような監査実施者の行動を組織的に支える取組みを「組織的懐疑心」という言葉で表現し、これを追求し続けます。

社会性・国際性を発揮すること



私たちは、広く社会性・国際性を身に付け、激しく変化するグローバル社会に働きかけ、多様なニーズに応えることを大切にしています。社会性や国際性を発揮することで、私たち全員が多面的な成長を遂げ、創造的で柔軟な思考を併せ持つことができると考えています。これらの社会性・国際性を重視する姿勢も監査品質の向上の観点から意図したものです。全ての監査の実施者が社会性・国際性を志向しながら成長を実感することこそ、監査業務に対する積極的なモチベーションとなり、監査品質の向上を探索する実際の行動につながると考えています。

2

太陽有限責任監査法人のガバナンスと組織

ガバナンスの概要

私たちは、出資者である社員が、個別に指定を受けた業務について業務執行権と無限責任を負い、その他の業務については出資額を上限として責任を負う有限責任監査法人です。

経営執行機関は、法人代表である総括代表社員、経営会議及び執行会議となります。

経営会議は、総括代表社員、経営管理本部長及び品質管理本部長により構成された当法人の経営に関する重要事項について協議する機関であり、この協議内容に基づき総括代表社員が意思決定を行います。これにより、迅速な意思決定を担保しつつ、組織規模に見合った一定の相互牽制を機能させています。

執行会議は、経営管理本部長、品質管理本部長、各部長、東京事務所長及び大阪事務所長から構成され、経営会議で決定された経営方針に基づき業務執行に関する重要事項を協議するとともに、法人運営に向けた具体的施策を企画検討し、経営方針について法人への浸透を図っています。

経営管理本部は、経営計画や予算の立案・管理、経理業務、人事政策の立案・人事管理、監査チームのアサインメント、教育研修、ITインフラ政策の立案・管理等、高品質な監査業務を行うための組織基盤の整備・運用を図るとともに、監査業務の監査環境モニタリング、データ・アナリティクス等次世代の監査業務の開発やIT領域に関する監査等、個々の監査業務の品質向上のための諸施策を統括しています。

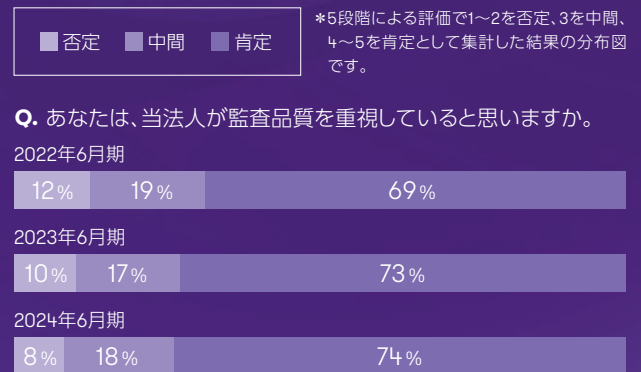
品質管理本部は、監査マニュアルを含む監査業務関連規程の整備、監査ツール(電子監査調書システム)の整備・運用、業務の審査の運営及び管理、品質管理システムに関するモニタリング活動、不正リスクを含むリスク事案の収集と対応等、当法人の品質管理システムの整備・運用を統括しています。

私たちは、監査品質に関して迅速な意思決定を可能にする組織運営を行うことを重視しています。このため、法人代表である総括代表社員を社員総会で選任し、総括代表社員が本部長を任命する仕組みとしています。

法人の業務遂行状況については、2023年7月に設置されたリスク管理委員会が、品質管理システムの整備及び運用状況を評価しています。また、経営執行機関による経営執行の状況を監督・評価するため、経営評議会を設置しています。

経営評議会は、社員総会で選任された会長と、独立性を有する第三者により構成されます。会長のもとには、経営執行の状況を適切にモニタリングするため、リスク管理評議会及び人事評議会を設置しています。

監査品質に影響を与える意識調査



Q. あなたは、当法人が監査品質を重視していると思いますか。

INDEX

社員総会	P10	組織図	P11	監督・評価機関	P14
経営執行機関	P10	各組織の役割	P11		



経営会議・執行会議メンバー

(後列)

品質管理部 部長
竹原 玄

審査部 部長
鶴見 寛

人事部 部長
江口 浩一郎

監査支援部 部長
岩崎 剛

国際部 部長
和田 磨紀郎

(前列)

大阪事務所 所長
荒井 巖

品質管理本部 本部長
柏木 忠

総括代表社員 (CEO)
山田 茂善

経営管理本部 本部長
石井 雅也

東京事務所 所長
佐藤 健文

社員総会

社員総会は、当法人の出資者である社員全員により構成される会議体であり、法人代表である総括代表社員の選任、経営評議会の構成員である会長の選任、計算書類の承認、その他当法人の最重要事項を決定する機関です。

経営執行機関

総括代表社員

総括代表社員は、社員総会により選任され、当法人を代表し、経営全般を統括する役割を担います。また、当法人の品質管理システムに関する最高責任を負っています。

経営会議

経営会議は、総括代表社員及び経営管理本部長、品質管理本部長により構成される会議体です。経営会議は、当法人の経営方針、経営に関する重要事項を協議するとともに、決定された事項の執行状況を監督する機関です。

執行会議

執行会議は、経営管理本部長、品質管理本部長、各部部长、東京事務所長及び大阪事務所長で構成される会議体です。執行会議は、経営会議で決定された経営方針に基づき、業務執行に関する重要事項を協議するとともに、法人運営に向けた具体的施策を企画検討し、経営方針について法人運営への浸透を図っています。

組織図



各組織の役割

品質管理本部

品質管理部、審査部、監査業務点検室及び不正・リスク対応室を統括しています。品質管理本部長は、品質管理システムの整備及び運用（不正リスクへの対応を含む）に関する責任及び独立性に係る要求事項の遵守の運用に関する責任並びに完了した監査業務の検証に関する責任及び改善プロセスに関する責任を負っています。

品質管理部

品質管理部は、品質管理システムの整備及び運用の中核を担

う部門であり、監査業務が監査の基準における要求事項を遵守して実施されるように、各種規程、監査マニュアル及び監査ツールの整備・改訂を行っています。また、職業倫理と独立性に関する規程等の整備及び運用並びにモニタリングを実施するとともに、監査の過程において専門知識が必要となった場合や会計処理に関して判断に困難が伴う事象等が発生した場合は、各分野の専門家を関与させる体制を構築しています。

審査部

審査部は、審査会及び上級審査会の運営、個別の監査業務における審査担当社員の選任のほか、審査会や個別の監査業務の審査の実施状況をモニタリングすることにより、監査業務の審査全般を管理しています。

監査業務点検室

品質管理システムに関するモニタリング活動(監査業務の定期的なモニタリングを含む。)に関する業務を実施しています。

不正・リスク対応室

監査業務における不正等のリスクに関する情報を収集し、不正リスクへの対応及び発覚した不正等のリスク案件への対応に関する業務を実施しています。

経営管理本部

人事部、経営企画部、国際部、監査支援部、デジタルイノベーション室及びGT室を統括しています。

人事部

人事部は、監査職員の採用、教育研修、人事評価等に関する役割を担う部門です。監査の実施者が常に被監査会社の経営環境等に興味を持ち、活力をもって監査業務に取り組むことで、監査に必要な職業的懐疑心を発揮できると考えています。人事部は、当法人が、そのような人材の集団であり続けるために、人的側面における監査環境を整備し、監査品質を向上させる観点から、採用、教育研修、人事評価、働く環境の整備等の諸施策を行う役割を担っています。

経営企画部

経営企画部は、経営執行機関の意思決定を補佐する役割を担う部門です。経営企画部は、監査品質の向上のため、その他の考慮事項とのバランスの取れた予算の策定とその執行状況、その他計数情報の管理、業務の効率化や職員のモチベーション向上等を企図した新規施策の立案、対外的広報活動を通じた情報発信などの役割を担っています。また、経営企画部は、法人運営のインフラである情報システムの企画・管理、業務フローの改善・整備といった役割も担っています。

デジタルイノベーション室

法人運営及び監査業務におけるITテクノロジーの活用を推進し、IT環境の整備・運用を行います。特に、サイバーセキュリティを含む情報セキュリティに係るリスク評価、リスクに対応する管理体制の整備・運用を所管します。当法人を含む Grant Thornton 加盟事務所(以下、「メンバーファーム」という。)は、サイバー攻撃などの、予め定められたインシデント発生時のコンティンジェンシープランに基づいて即座にグローバルレベルでの対

策を講じられるよう、準備しています。

GT室

GT室は、GTIL (Grant Thornton International Ltd.) の掲げるメッセージを各監査事務所に伝達する役割を担っています。メンバーファームとして、Grant Thornton のブランディングメッセージを的確に各監査事務所に伝播し、メンバーファームとしての一体感の醸成に取り組んでいます。

国際部

被監査会社がますます国際化する昨今の監査環境を踏まえ、私たちは、グローバルに展開する日本企業のグループ監査人として主体的に機能し、グループ全体の監査を有効に実施することが重要と考えています。国際部は、国際的なグループ監査の支援・情報提供等を通じて、監査チームをサポートする役割を担っています。

監査支援部

個別監査業務の品質向上のための監査環境の監視、分析、是正及び支援を行っています。また、監査支援部は金融統括支援室、IPO統括支援室、非営利統括支援室、IT監査室、ナレッジ室及び業務推進室を統括しています。

金融統括支援室

金融統括支援室は、金融機関監査の品質の向上のため、各事務所の金融機関の監査業務を横断的に支援する部門であり、金融に関する専門的研修の企画・実施や監査ツールの開発を行っています。金融統括支援室は、金融機関と深度ある議論ができる真のプロフェッショナルの育成等、金融機関監査の品質の向上を通じ、地域金融機関の発展に貢献します。

IPO統括支援室

新規株式上場(以下、「IPO」という。)準備を通じて、会社の健全なる持続的成長を監査の側面から支援することが公共財の提供者としての私たちの役割と考えています。IPO統括支援室は、すべてのIPO準備会社監査チームにおける監査の進捗を統括し、また、市場関係者とも連携を図りながら、会社、主幹事証券会社とともに円滑にIPO準備を進められるよう監査チームを支援する役割を果たしています。

非営利統括支援室

非営利統括支援室は、非営利組織に対する会計監査を組織横断的に実施できるよう、各種専門基準の改正をタイムリーにフォローアップし、非営利監査業務に関する専門的研修の企画・実施や当法人の監査ツールの開発と運用を品質管理部と連携して実施しています。非営利組織に対する監査は、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学、地方独立行政法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、農業協同組合や漁業協同組合等その範囲と領域が年々拡大傾向にあります。私たちは、非営利組織に対する会計監査の品質向上を通じて、公共性の高い領域での社会貢献に積極的に取り組みます。

IT監査室

IT監査室は、IT領域に関する監査を横断的に支援し、実施する部門であり、IT領域に関する監査の品質を向上させるため、専門的研修の企画・実施やIT領域に関する監査の標準化を推進する各種ツール開発を行っています。IT監査室は、よりの確にIT領域に関するリスクを分析することで、効率的・効果的なIT領域に関する監査の実施を目指します。また、近年、サイバーセキュリティリスクが高まる中、IT監査を通じて被監査会社のサイバーセキュリティリスクを適切に評価、指導することにより、新たな監査への要請に応えるよう努めています。

ナレッジ室

ナレッジ室は、会計基準及び関係法令のフォローアップ部門として、会計基準等の開発動向の把握や調査・研究、公開草案、確定基準、改正法令に関する法人内の周知や研修、その他ナレッジ全般に関する制度の整備・運用を担う部門です。

業務推進室

業務推進室は、監査の基準が要求する事項に加え、監査品質の向上のための諸施策を個別監査業務に浸透させる役割を担う部門です。私たちは、品質管理部が監査品質の向上のためにルールを作り、審査や内部点検等による監視活動を行うだけでは、持続的・自律的な監査品質の向上は果たせないと考えています。業務推進室は、個別監査業務の実態把握や内部点検の結果に応じて、直接、監査チームの監査品質向上のための支援活動を行うことによって、監査品質を個別の監査チームに浸透させる役割を担っています。また、監査業務の生産性向上のためのツールの開発（例：データ・アナリティクスを利用した監査手法の導入、専用ソフトウェアを利用した仕訳テストの実施、RPAを利用した監査業務の自動化等）を行っています。

監査事務所

監査事務所を有しています。各監査事務所は、経営執行機関の下で、監査業務を効果的・効率的に実行するためのユニットとして位置付けており、経営執行機関が決定した監査品質の向上のための人員配置、規程や諸施策を現場において推進する活動を行います。東京事務所は東日本地域各事務所（東京、札幌、東北、新潟、北陸）、大阪事務所は西日本地域各事務所（大阪、名古屋、中国・四国、九州）について監査品質向上のための取組みを個別の監査業務に浸透させる中心的役割を担っています。各事務所に所属する社員及び職員の管理は、経営管理本部所管の人事部が行っています。また、私たちは、被監査会社の業種に応じた組織上の区分を設けていません。このように業種による組織上の区分をしない理由は、公共性を第一に考えるための私たちの工夫です。公的法人や金融機関等の監査で蓄積した考え方や知見は、一般事業会社において公共性を考慮した監査上の判断を行うために特に有効と考えています。また、IPO準備のための監査は、被監査会社の価値や事業性を見極め、投資家保護の観点からガバナンスや内部統制の整備について指導・助言する重要な機会となります。さらに、このような事業会社の監査において蓄積した知見を他の公的法人や金融機関等の監査に役立てることも、社会的な役割を果たすうえで非常に重要なことと考えています。

リスク管理委員会

各本部から独立した部門として、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、当法人において整備・運用している品質管理システムのうち、完了した監査業務の検証を除くモニタリング及び改善プロセスに関する評価を実施しており、リスク管理委員会委員長は、品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの評価に関する責任を有しています。

監督・評価機関

私たちは、経営執行上の重要な意思決定を行う総括代表社員や経営執行機関に対する監督・評価機関として、会長と経営評議会を設置しています。会長は、経営執行に関する総括代表社

員との協議、リスク管理評議会及び人事評議会の運営、社員総会の招集・議事運営等を通じて経営執行の監督・評価及び助言を行います。



経営評議会

経営評議会は、監督・監視機能を担う会長と独立性を有する第三者で構成されています。経営評議会は、私たちが公益的な役割を果たし、当法人のガバナンスの強化と透明性の確保のため、幅広い見地から経営執行機関に対する助言を行います。私たちは、資本市場における社会的な基盤として公共財を提供することが社会的使命であると考えており、公益的な視点を強化することを主たる目的として独立性を有する第三者を選任しています。



人事評議会

当法人は、重要な人事に関する経営執行機関の対応を監視するため、人事評議会を設置しています。人事評議会は、主に社員の評価やアサインの決定、役職者となる社員の選任等に関する意思決定等について、総括代表社員からその決定プロセスや決定方針の諮問を受けるほか、人事に関する会長の監督・評価機関としての監視機能をサポートしています。



リスク管理評議会

当法人は、法人運営上のリスクに関する経営執行機関の対応を監視するため、リスク管理評議会を設置しています。リスク管理評議会は、主に合併等や重要な組織体制の変更、外部レビュー又は検査の重要な指摘事項等への対応等について、総括代表社員からその対応プロセスや対応方針の諮問を受けるほか、法人運営上のリスクに関する会長の監督・評価機関としての監視機能をサポートしています。



左から：松島 正之氏(前) 岡田 譲治氏(後) 宮内 豊氏(後) 梶川 融(前、当法人会長)

経営評議会メンバー (2024年6月末現在)

独立性を有する第三者(外部有職者)のご紹介

岡田 譲治氏

略歴

1974年 三井物産株式会社入社
2014年 同社代表取締役副社長執行役員CFO
2015年 同社常勤監査役
2017年 日本監査役協会会長

主な現職 一般財団法人会計教育研修機構理事
一般社団法人日本公認不正検査士協会理事長
日本航空株式会社監査役
日本電気株式会社取締役
日本取引所自主規制法人理事

松島 正之氏

略歴

1968年 日本銀行入行
1998年 同行理事
2008年 クレディ・スイス証券会社会長
2011年 ポストン コンサルティンググループ
シニアアドバイザー

主な現職 インテグラル株式会社常勤顧問
谷口パートナーズ国際会計・税務事務所
シニアアドバイザー
日揮ホールディングス株式会社取締役

宮内 豊氏

略歴

1981年 大蔵省(現財務省)入省
2009年 財務省大臣官房審議官
2013年 同省関税局長
2016年 内閣官房TPP政府対策本部国内調整総括官

主な現職 双日株式会社顧問
株式会社栃木銀行監査役
公益財団法人日本関税協会監事
一般財団法人日本不動産研究所理事長
橋本総業ホールディングス株式会社取締役

経営評議会による助言及びその対応

当法人は、ガバナンスの強化と透明性の確保の観点から、経営評議会を設置し、総括代表社員を含む経営執行機関に対し、経営評議会委員から助言を受ける体制を整備しています。経営執行機関を監督・評価する経営評議会は、原則として四半期に一度開催しています。2024年6月期は、全4回の経営評議会が開催され、全ての経営評議会委員が出席し、経営執行機関に対する助言等を行いました。2024年6月期の経営評議会における主な議事事項は以下のとおりです。

- 2023年6月期及び2024年6月期の業務執行状況報告
- 「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」による品質管理システムの整備及び運用に関する評価の実施状況等について

● 行政処分による業務改善計画の実施状況等について
また、会長を含む経営評議会の委員間においては、上記の他、個別に非公式の意見交換を行う場を設けているほか、必要に応じて不定期のモニタリング会合を開催することができることにしております。さらに、経営評議会の委員は、必要に応じて総括代表社員その他の役職者等に対して資料の要求やヒアリングを行うことができることにしております。独立性を有する第三者より経営執行に関する新しい視点の提示や助言を受けることは、当法人が組織的な運営の改善を図るうえで、欠かせないものであると認識しています。今後もより一層、経営評議会委員からの助言等を具体的に活かす取組みを継続してまいります。

3

太陽有限責任監査法人の 監査品質

私たちの品質管理体制について

当法人は、監査チームが、個々の監査業務において高い品質を達成・保持できるように以下の3点を柱とする品質管理体制を整備・運用しています。

●品質管理の方針・手続の監査チームへの浸透

品質管理を行う専任の部門として、品質管理本部を設置し、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠した高品質な監査を提供するための品質管理の方針・手続を策定し、監査チームへの浸透を図ります。

●監査チームへの支援

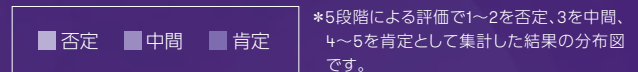
専門的な見解の問合せ、専門家の業務の利用、ナレッジの提供、業務別・業種別支援、グループ監査支援、ITを活用した効率化ツールの提供を通じて、監査チームが高品質な監査を提供できるように支援します。

●リスクモニタリング

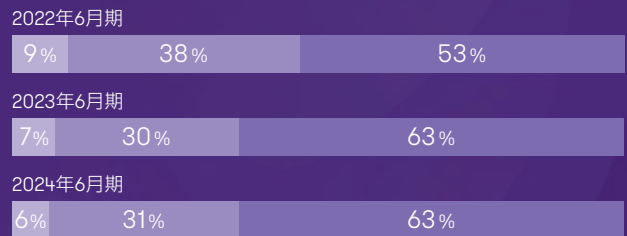
リスクの高い監査業務や不正リスクに関する情報を不正・リスク対応室に集約し、監査チームが適切な対応をとることができるように、審査部及び監査支援部が連携してモニタリングを行います。

また、当法人は、品質管理システムの各構成要素を整備及び運用するためのリスク評価プロセスとして、リスク・アプローチを採用しており、経営会議において協議の上、総括代表社員が品質目標の設定、品質リスクの識別と評価及び品質リスクに対処するための方針及び手続を決定し、法人全体に適用しています。

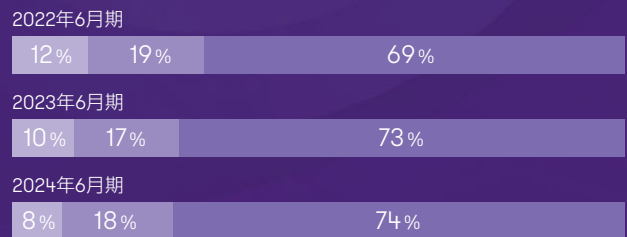
監査品質に影響を与える意識調査



Q. あなたは、あなたの属する監査チームの監査品質が向上していると思いますか。



Q. あなたは、当法人が監査品質を重視していると思いますか。



INDEX

品質管理システムの評価	P17	監査チームを支援する体制	P24
職業倫理及び独立性	P18	審査及びモニタリング	P30
新規契約の締結と更新	P20	コミュニケーション	P34
監査チームの編成と監査の実施	P22		

品質管理システムの評価

品質管理システムの整備・運用

監査法人の品質管理システムとは、以下の合理的な保証を提供するために監査法人が整備及び運用するシステムのことです。

- 監査法人及びその専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って、自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること
- 監査法人及び監査法人が監査業務ごとに選任する監査責任者が、状況に応じて適切な監査報告書を発行すること

当法人は、「監査事務所における品質管理」(品質管理基準報告書第1号)(以下、「監査に関する品質管理基準」)に定められている要求事項に準拠し、品質管理システムを整備・運用しています。「監査に関する品質管理基準」の特徴は、監査法人が直面している社会的環境を考慮した上で、監査法人自らが、達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標が阻害されるリスクや当該リスクへの対応を決定する、というリスク・アプローチが適用されているところにあります。また、監査法人の最高責任者が品質管理システムに関する最終的な責任を負うこと、監査法人内のITを含むリソースやコミュニケーションにも監査品質に関連させた目標を設定することも強調されています。

品質管理システムの評価のプロセス

当法人では、監査法人の構成員の職業的懐疑心を保持・発揮させるための文化や価値観の醸成、ガバナンスや組織体制、規程類の整備、人事上の活動等の組織的な取組みのことを「組織的懐疑心」という言葉で表し、監査法人の運営を監査品質の向上のための活動そのものと位置づけてきました。

当法人は、この「組織的懐疑心」を重視して品質管理システムの整備・運用を行うため、「監査に関する品質管理基準」が規定している品質目標に加え、固有の品質目標を設定しています。これらの固有の目標は、いずれも当法人の「3つの価値観」に沿い、「監査に関する品質管理基準」の要求事項を超え、監査品質を追求するために設定したものです。

当法人では、追加した品質目標を含め、これらを以下の9つの構成要素に関係付けています。そして、これらの構成要素ごとに品質目標の達成を阻害し得るリスクを識別し、当該リスクを適切に管理するための対応を定め、その全ての対応が整備・運用されているかを評価しています。

- 監査事務所のリスク評価プロセス
- ガバナンス及びリーダーシップ
- 職業倫理及び独立性

- 監査契約の新規の締結及び更新
- 業務の実施
- 監査事務所の業務運営に関する資源
- 情報と伝達
- 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- 監査事務所間の引継

品質管理システムの評価結果

「監査に関する品質管理基準」においては、品質管理システムに関する最高責任者が、特定の基準日において、少なくとも毎年に一度、品質管理システムを評価しなければならないと定められています。

当法人では、品質管理システムの評価を行う基準日を当法人の会計年度末である6月30日としています。また、当該基準日において、品質管理システムの最終的な責任者である総括代表社員が品質管理システムの評価を行うため、評価計画を立案し、必要な評価手続を実施しました。

その結果、総括代表社員は、評価の基準日である2024年6月30日時点において、当法人が整備・運用している品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供しているとする評価結果を表明しています。今後も、持続的に監査品質の向上を図るため、「監査に関する品質管理基準」への対応を通じ、品質管理システムを改善するためのサイクルを当法人の組織運営活動として位置付け、監査の現場において活かした品質管理活動として徹底されるよう、質の高い品質管理を目指していきます。

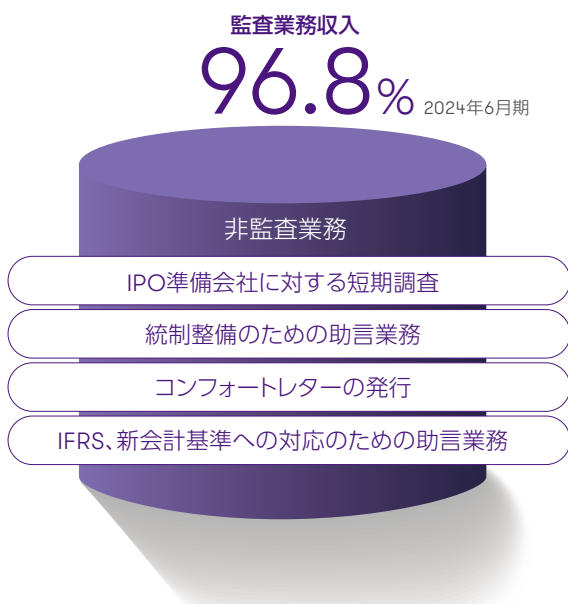
職業倫理と独立性

職業倫理の醸成

当法人は、監査品質を支える重要な要素が、監査品質を最優先する組織文化であり、当法人の全ての社員・職員の職業倫理の醸成であると考えています。法人代表である総括代表社員は、公認会計士の使命と職責を定めた公認会計士法第1条「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」をもとに、常に当法人に課せられた使命を全体研修等において発信しています。また、監査品質の向上のためにはパートナーのリーダーシップの発揮が重要であるという認識のもと、パートナーの行動規範を定め、個々の業務において浸透させることを実践しています。

非監査業務に対する考え方

当法人は、法人組織が監査品質向上の根底を支えるものと考えており、また、監査品質向上のために機能すべきものであると考えています。当法人は、業務内容を原則として監査業務及び監査業務に付随する非監査業務に限っており、それ以外の非監査業務は当法人のグループ会社が担うという組織形態をとっています。このような組織形態をとったのは、資本市場における投資家保護を念頭におき、監査品質の向上という観点から監査法人の経営資源を監査に集中して注力する組織でありたいと考えたためです。2024年6月期の監査業務の収入が全収入に占める割合は、96.8%でした。監査業務に付随する非監査業務の主なものは、IPO準備会社に対する短期調査や助言業務、コンフォートレターの発行等です。



パートナーの行動規範

当法人は、「パートナーがパートナーとしての役割を果たす」ことを大切に考えています。監査が、被監査会社による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、日本経済の持続的な成長を支える社会的基盤として機能するためには、個別の監査業務に責任を有するパートナーの行動が鍵となるからです。パートナーは、監査に関係する深い知見と高い意識を持つことで初めて正しい行動ができるものと考えています。当法人は、このような考え方からパートナーの行動規範を定め、パートナーの評価に取り入れることや、パートナーへのフィードバックを通じて、これを浸透させる活動を行っています。パートナーの行動規範は、パートナーが会計や監査に関する深い知識を継続的に身に付けるよう努力し、監査リスクに正しく対応するために常に感度を失うことがないように心がけることを求めています。また、監査品質の向上に取り組むためのリーダーシップを発揮し、人の成長を最大限支援することとしています。さらに、被監査会社の経営者や監査役等との対話を活発に行い、高い意識をもって被監査会社のガバナンスの改善や財務上のリスクへの対応といった分野で信頼を得ることを通じ、資本市場における投資家保護のために行動することを求めています。

業務執行社員等のローテーション

監査責任者及び審査担当社員による監査業務への長期関与により生じる独立性の阻害要因を除去するため、当法人では、監査責任者及び審査担当社員のローテーションに関する規程を定め、一定規模以上の社会的影響度の高い事業体(注)については、継続関与可能期間を7年としています。ただし、上場会社の監査責任者のうち筆頭業務執行責任者、審査担当社員については、公認会計士法の規定に基づき、継続関与可能期間を5年としています。

上記以外の法定監査対象会社等の監査責任者については、継続関与可能期間を10年としています。

監査責任者、審査担当社員以外の監査チームの主要な構成員についてもローテーションに関する規程を定め、社会的影響度が特に高い会社(時価総額が5,000億円以上の上場会社)については、継続関与可能期間を10年としています。

監査責任者及び監査チームの主要な構成員のローテーションの運用は人事部、審査担当社員のローテーションは審査部を担当部署としており、品質管理部が上記の定めが遵守されていることを確かめています。

(注) 当法人は、公認会計士法における大会社等を社会的影響度の高い事業体として定めています。

独立性の管理

当法人は、独立性に関する法令及び諸規則並びにGrant Thorntonの独立性に関する方針を遵守すべく規程を定めており、全ての監査の実施者がこれを遵守していることを品質管理部が確かめることとしています。具体的には、法人全体として、年1回全ての監査実施者から独立性に関する確認書を入手し、また、監査チームのメンバー及び審査担当社員全員が個別監査業務に際しては、独立性に関する宣誓を行っています。また、品質管理部は、倫理・独立性に関する専門的な見解の問合せ窓口を設置しており、倫理・独立性に関する相談に対応しています。メンバーファームについては、海外メンバーファームも含め、独立性についての職業倫理に関する規程を遵守するため、新規受嘱予定の業務について、利害関係調査により独立性を確認しています。また、既存の被監査会社等の情報をデータベースとして共有し、独立性の保持を図っています。

有価証券の保有・売買に関しては、社員及び一定の職階以上の職員について、GTILの有価証券登録システムに保有・売買銘柄を登録することとしており、保有禁止対象有価証券の保有・売買をしていないこと、有価証券登録システムへの登録が正確かつ網羅的になされていることについて弁護士事務所がモニタリングしています。

また、監査責任者は、当法人の規程に基づき、監査チームのメンバーが職業倫理及び独立性の保持のための方針及び手続を遵守していることを確かめる責任を負っています。

独立性調査の回答率

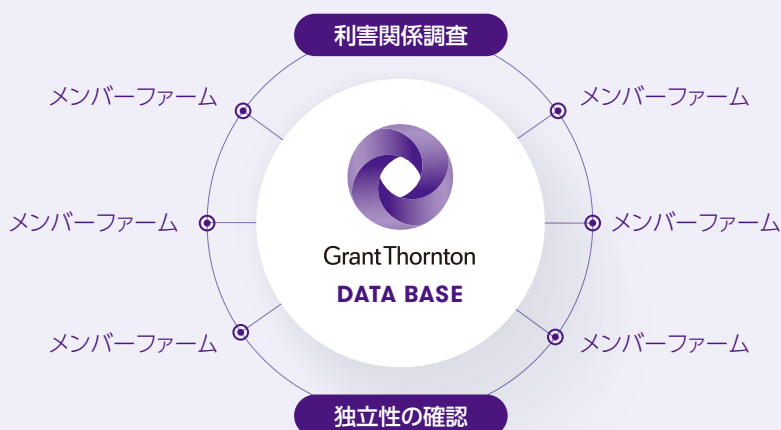
100%

独立性違反件数

2件

上記件数は、独立性調査の結果判明した件数、その他法令等に違反した件数の合計件数です。違反事案については、違反の識別後ただちに対応策を講じ、監査人としての独立性・客観性に影響を与えていないことを確認しています。また、同様の違反が生じることを防止するための必要な対応を行っています。

独立性についての職業倫理に関する対応



新規契約の締結と更新

新規受嘱の方針と手続

当法人は、「公共財の提供者であること」を重視する価値観に基づき、新規の監査業務の受嘱に個別に対応しています。監査業務の増加は、高品質な監査を提供できるための人材とのバランスが保たれていなければならないことは言うまでもありません。このため、新規の監査業務の依頼について、その情報を一元的に集約し、東京事務所と大阪事務所に設置されている案件会議において検討しています。新規に監査業務の依頼があった場合、当該依頼案件を担当する社員を指名し、指名された担当社員が独立性に問題がないこと、依頼先が反社会的勢力に関係していないこと等について品質管理部に確認を依頼します。品質管理部による確認の後、担当社員が案件会議に上程し、案件会議は、品質管理本部に対して受嘱審査を申請することが可能かどうか検討します。なお、案件会議において、より慎重な検討が必要と判断された場合には、受嘱審査を申請することが可能かどうかについて執行会議に付議することとしています。

品質管理本部による新規受嘱審査

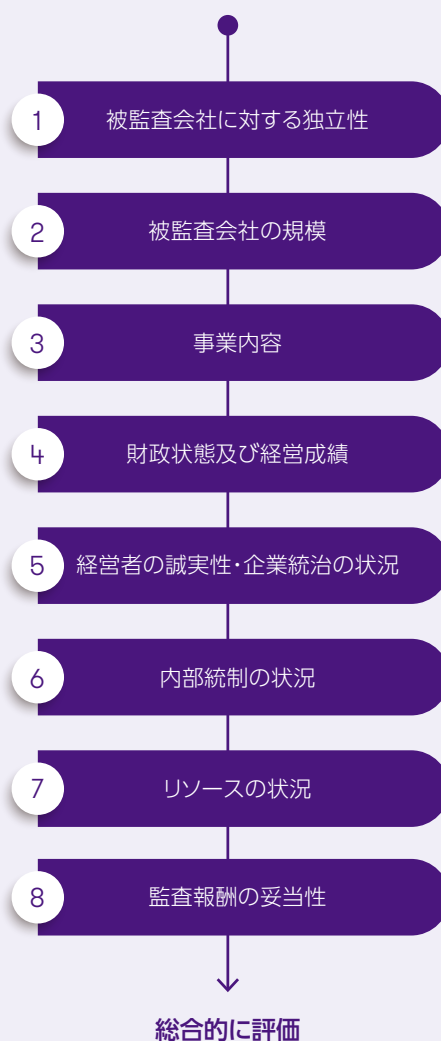
案件会議で受嘱審査申請可能と判断された新規監査業務の依頼については、選任された業務執行社員予定者が受嘱審査を受けることとしています。審査部では、監査契約の締結に伴うリスクや監査リスクの観点から受嘱審査を行います。なお、新規監査業務の業務執行社員と被監査会社との独立性を高度に確保する観点から、業務執行社員の選任は、個別監査業務の監査リスクおよび社員の適性・能力・経験・業務量を勘案して、原則として人事部長が関係する者と協議のもと起案し、品質管理本部長および経営管理本部長が検討の上、総括代表社員が（契約金額が1,000万円未満の契約については、総括代表社員に代わり経営管理本部長が）決定する体制としています。また、社員の人事評価は、監査品質の向上という観点からのみ行われ、新規業務の獲得は反映させていません。

監査契約の更新の方針

当法人は、被監査会社に対する独立性、被監査会社の規模、事業内容、財政状態及び経営成績、経営者の誠実性及び企業統治の状況（不正リスクを含む。）、内部統制の状況、リソースの状況、監査報酬の妥当性等を総合的に評価し、その評価結果をもとに所定の承認手続を経て、監査契約の更新の可否を決定しています。なお、監査契約の更新に関して慎重な検討が必要な場合は、執行会議に報告を行い、執行会議におい

て契約の更新可否や契約継続条件等を協議することとしています。

新規受嘱・契約更新の流れ



倫理規則の改訂と非保証業務の受嘱

国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) による倫理規程の改訂に伴い、日本公認会計士協会 (JICPA) の定める倫理規則が2022年7月25日に改正されました。倫理規則の改正により、非保証業務の提供における独立性に関する規則が強化され、社会的影響度の高い事業体である被監査会社等に対して、自己レビューという阻害要因が生じる可能性のある非保証業務の提供が禁止されました。また同時提供が可能とされる非保証業務を社会的影響度の高い事業体である被監査会社等に提供する際には、被監査会社等の監査役等から事前に了解が得ることや報酬関連情報を開示することが求められることとなりました。当法人では、倫理規則改正の要求事項に対応するため、関連する規程、マニュアル、様式等を設け、監査役等の事前了解、報酬関連情報の開示に関する手続及び同時提供の可否判断に関するガイダンス等を整備しています。また、これらを社内のパートナー及び職員に周知するため、社内研修を実施しています。

監査事務所間の引継

当法人では、所定の規程に基づき、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方において、監査上の重要事項の伝達又は監査上の重要事項について問合せを実施することにより、適切に監査業務の引継を行うこととしています。

品質管理本部は、監査責任者より、監査チームが実施した引継の状況について報告を受け、適切に引継が行われていることを確かめています。監査責任者は、当該監査事務所間の引継に関する方針又は手続に準拠して監査事務所間の引継が実施されていることを確かめる責任を負っています。

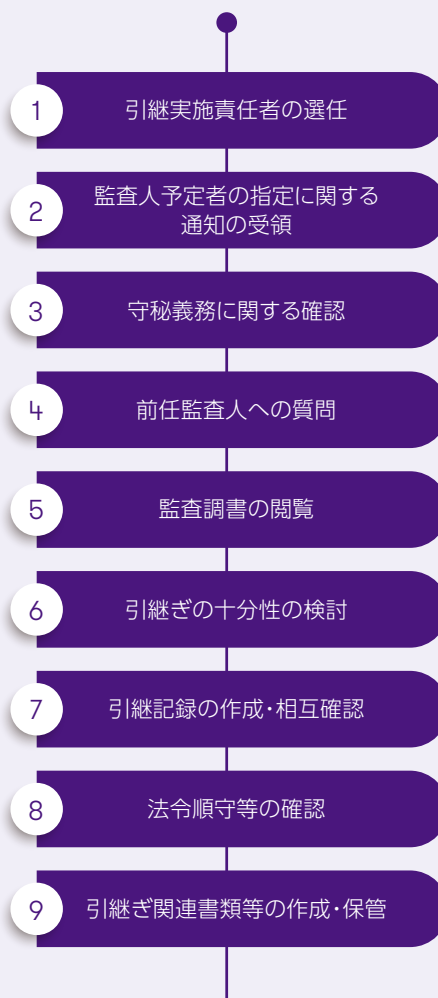
また、品質管理本部が必要と認めた場合、監査業務の引継に際して、品質管理本部に所属する社員又は専門職員が立ち会うこととしています。

共同監査

当法人では、共同監査の基本的な方針と手続を所定の規程に定めており、共同監査の新規受嘱及び更新についても、所定の規程に定める承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を決定することとしています。また、他の監査事務所の品質管理システムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかの確認を含め、共同監査人が相互に確認すべき事項を協定書において定めることとしています。監査責任者は、当該方針が遵守されていることを確かめる責任を負っています。

監査事務所間の引継に関する規程

(当法人が後任の監査人となる場合)



監査チームの編成と監査の実施

監査チームの編成

東京事務所及び大阪事務所においてはグループ長が、その他の地区事務所においては事務所長が、業務執行社員と協議のうえ、被監査会社の規模や監査リスク等を総合的に考慮し、人事情報に基づき経験や適性を見極めたうえで主査を起案し、人事部にて決定しています。決定に当たっては、職員の成長を促すためにどのような業務が望ましいかとの観点も考慮しています。監査日程は、各監査チームが監査計画に基づき申請し、各事務所長（東京事務所はユニット長、大阪事務所はグループ長）又は各事務所長が指名するアサインメント担当が日程を調整し、監査品質を維持するための適切な監査日程が確保されているかについて監視しています。

監査品質の向上のためのリソースの効果的な活用

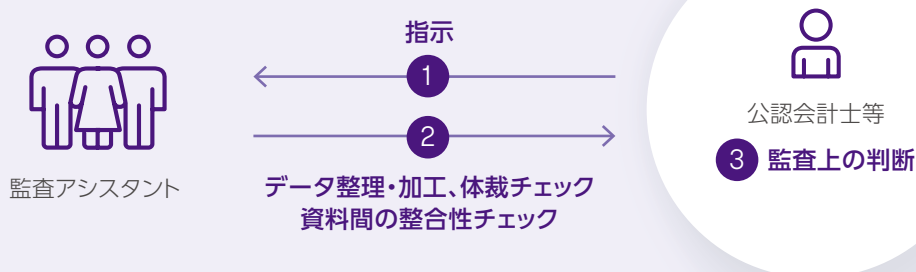
社会的に監査人員の不足が見られる中、当法人では、人材採用の強化、チーム編成の合理化、テクノロジーの活用等の諸施策

を実施することで監査の品質維持・向上に努めています。人材の採用に関しては、定期採用及び通年採用ともに採用のための体制整備及び人員確保を行い、また、多様な働き方を提案すること等で経験豊富な職員の採用を強化し、あわせてその教育体制を強化する等、監査品質の維持・向上に資する体制を目指しています。

監査チーム編成にあたっては、各人の特定の業種における監査経験等の情報に基づいたメンバー選任を行うほか、公認会計士等の有資格者である主査や監査スタッフと監査アシスタントの役割分担をより明確化し、有資格者が会計及び監査上の判断に係る業務により集中できる体制とすることで、監査品質の維持・向上に取り組んでいます。

また、後述するテクノロジーの活用において、RPAの活用による監査作業の自動化、データ・アナリティクスを利用したリスクポイントの見える化、生成AIの活用等により、監査人員が効果的・効率的に監査業務を実施できる体制作りを進めています。

監査アシスタントの活用

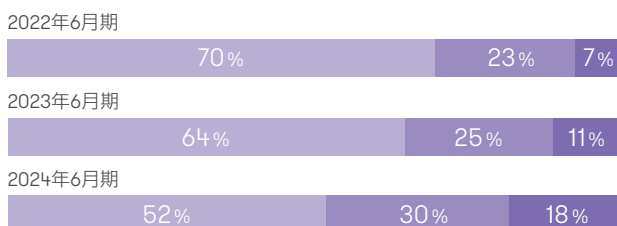


監査品質に影響を与える意識調査

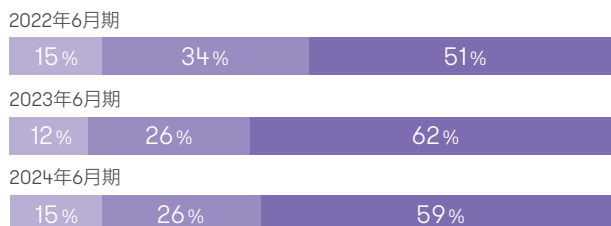
■ 否定 ■ 中間 ■ 肯定

*5段階による評価で1~2を否定、3を中間、4~5を肯定として集計した結果の分布図です。

Q. あなたは、当法人の監査業務に十分な人材が投入されていると思いますか。



Q. あなたは、パートナーと双方向のコミュニケーションがとれていると思いますか。



監査品質に対する業務執行社員の責任

当法人は、業務執行社員が最終的な監査の責任者であるという当事者意識を持ち、自律的に監査上の判断をすることの重要性を強く意識することが、監査品質の向上に不可欠と考えています。業務執行社員は、品質管理や独立性・職業倫理に関する規程を遵守し、監査チームのメンバーに対する指示・監督を行い、メンバーが作成した監査調書のレビューに関する責任を負っています。そして、最終的には全ての監査手続を総括し、適切な監査意見を形成することでその責任を果たします。当法人は、業務執行社員が、個別の監査業務の品質の管理責任と監査意見に関する責任を負うことを常に意識し、監査業務を行うことが何よりも重要なことだと考えています。

監査計画の立案と監査手続の実施

監査チームは、業務執行社員の他、監査現場責任者及びその他の監査補助者で構成されています。実際の監査の現場において、高品質な監査を行うには、過去の成功体験や慣例、思い込みにとらわれず、監査チームの全てのメンバーが監査上の課題について自由闊達に議論するための環境が欠かせません。当法人は、監査チームの全てのメンバーが主体的に行動し、相互に尊重・協調しながら行動することを求め、そうした環境の形成、維持に努めています。個別の監査業務では、業務執行社員のみならず、監査チームの全てのメンバーが、それぞれに蓄積してきた経験や知見を活かし、監査計画の立案や監査手続を実施する役割を担っています。監査チームの全てのメンバーが監査品質を意識し、情報を共有しながらそれぞれの責任を果たすことで、組織的に高品質な監査を実現できると考えています。

監査調書の査閲

当法人は、適切に監査計画を立案し、それに基づいて必要十分な監査手続を実施するだけでなく、その結果を確実に文書化することを大切にしています。監査チームによる文書化の品質管理は、より経験のあるメンバーが経験の浅いメンバーの作成した監査調書を査閲するという原則に基づき、特に査閲の適時性を重視して行っています。また、監査調書をより効果的・効率的に査閲する観点から、文書化の方針を事前に共有することや監査手続の実施手順やその時間管理に注力しています。

監査業務を支援する文書化マネジメント

当法人は、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して高品質な監査を実施するため、監査の品質管理に関する各種

規程を定めているほか、グラントソントンのメンバーファームとして、グラントソントンが定めた監査手法に加え、日本固有の諸制度を考慮した監査マニュアルを開発・適用しています。また、当法人は、監査業務にグラントソントンがグローバルで利用する電子監査調書ツール“LEAP Engagement Tool”を利用しています。“LEAP Engagement Tool”は、クラウド型の監査ツールであり、常に最新の日本の監査基準及び国際監査基準、当法人の監査マニュアルを遵守できるよう支援を行うことや複数の監査チームメンバーが同時に監査ツール上で文書化作業を行うことが可能となります。この利用によって監査業務を標準化し、個別監査業務に関するノウハウを蓄積することで、効果的・効率的な監査を実現します。さらに、当法人は文書化マネジメントを重視しています。監査の全てのフェーズにおいて効果的・効率的な監査手続を実施し、その過程及び結果を確実に文書化できるように監査調書作成支援ツールや自動作表ツールを積極的に利用しています。

電子監査調書利用率

100%

2024年6月期

*2023年12月期の監査から、LEAP Engagement Toolの利用を開始しており、2023年12月期以降の上場会社の監査での利用率を算出しています。

監査チームを支援する体制

グループ監査への対応

グループ監査における国際化への対応

被監査会社の多くが海外に子会社を設立し、また、M&Aによって現地国において事業を展開しています。監査の作業を実施する構成単位が国内にあるか海外にあるかによって、グループ監査の基本的な対応方針が異なることはありませんが、監査の作業を実施する構成単位が海外にある場合、特に以下のようない点について対処方針を定めています。

●構成単位の監査人の理解、作業への関与

インストラクションの送付と回答入手、構成単位の監査人への訪問のほか、Web会議、メール等の方法によりコミュニケーションを促進しています。

●国際部による支援

国際部は、海外グループ監査業務を遂行できる人材の育成プログラムの立案・実施、国際的な会計・監査基準に関する研修の企画・実施、グループ監査に関する監査調書様式の改善・整備、海外制度に関わる情報収集を行うほか、各国メンバーファーム、各国駐在員との連携を図り、また、監査チームからの問合せに対応することで、各監査チームを支援しています。

●海外メンバーファームとの連携強化

監査の作業を実施する構成単位を海外メンバーファーム

が監査している場合、グラントソントンが定めた共通の監査マニュアルや電子監査ツールを利用します。このため現地監査人とのコミュニケーションが円滑化され、その結果、監査の効率化及び監査品質の向上を期待することができます。

●国際人材の育成

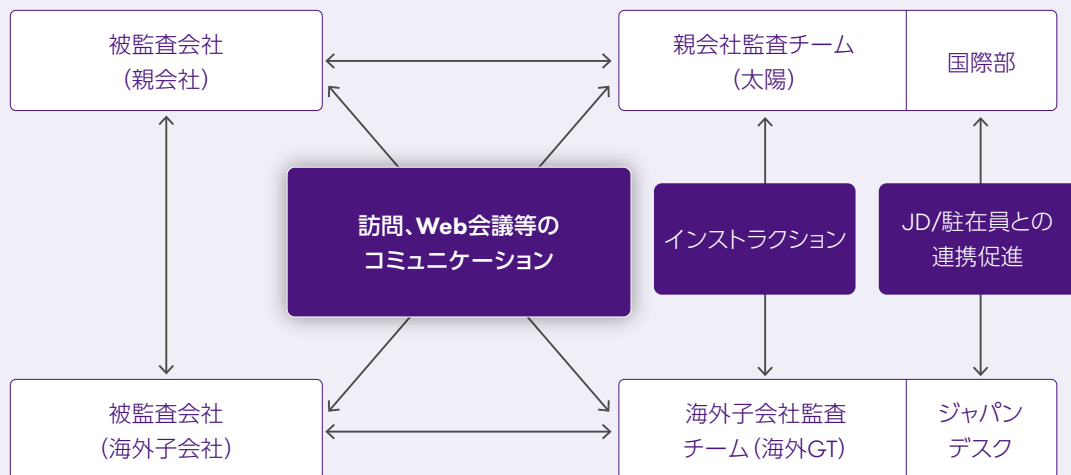
外国語研修制度の拡充、海外事務所での実務研修の導入、駐在派遣含む海外メンバーファームとの人材相互交流など重点的に投資を行っています。またグラントソントンが主催する様々な研修に当法人の人員を参加させ、国際業務対応力の養成に努めています。

改正監査基準委員会報告書600への対応

2024年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から、改正基準が適用されています。これに伴い、グループ監査業務の計画及び実施の枠組みは、連結財務諸表を構成する各構成単位が重要であるかどうかを最初に決定する会社単位のアプローチから、連結財務諸表の各勘定科目が重要であるかどうか等を評価する勘定科目単位のアプローチに変わりました。

当法人では、改正基準の内容、改正基準が適用されることによるグループ監査への影響、当法人の対応、この影響を評価するための新ツール等について研修を実施し、各監査チームへの浸透を図っています。

グローバルなグループ監査の体制



海外ジャパンデスクの詳細については、「太陽有限責任監査法人のネットワーク」(P.50)をご参照ください。

不正リスクへの対応

●職業的懐疑心の強調

当法人では、すべての監査実施者が職業的懐疑心を高いレベルで保持・発揮するためには、被監査会社等を取り巻く経営環境やその事業活動等に強い興味や好奇心を持って行動することが重要であると考えています。当法人では、監査実施者に職業的懐疑心を保持・発揮させるための組織としての支援体制全般を「組織的懐疑心」という言葉で表現し、監査実施者の職業的懐疑心が監査の各段階において適切に保持・発揮されることを支援しています。また、働き方改革を積極的に進めることで、やり甲斐を感じられる職場環境を整備し、結果として、個々人の職業的懐疑心が強く保持・発揮されるように配慮しています。

●不正リスク対応基準に準拠した監査の実施及び監査事務所の品質管理

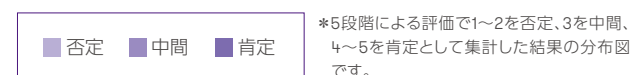
当法人では、監査マニュアルにおいて不正リスク対応基準及び関連する監査基準委員会報告書の要求事項を反映させるとともに、不正リスクに慎重に対応するために、当法人独自の要求事項を定めています。監査マニュアルに定めた要求事項により、「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況」等を識別した場合には、直ちに監査チームから品質管理本部へ報告・相談が行われる体制としています。不正・リスク対応室は、当該リスク情報への対応に必要な知識や経験を蓄積しており、リスク情報を把握した個別監査チームを直接支援することとしています。「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況」を識別した場合や「不正による重要な虚偽表示の疑義」があると判断された場合には、合議制の審査会により、修正後の監査計画や入手した監査証拠の評価結果等について慎重に検討しています。

●起こり得る具体的な不正の態様(不正シナリオ)を想定した監査の実施

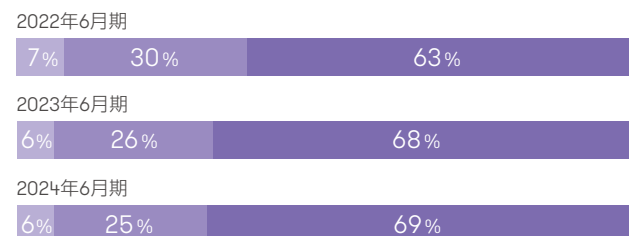
当法人では、2016年1月の日本公認会計士協会会長通牒や2020年2月の日本公認会計士協会会長声明等に対応し、不正リスクに対応した監査をさらに深化させることに取り組んでいます。中でも、被監査会社等において起こり得る具体的な不正の態様(不正シナリオ)を想定して、それに関連するアサーションに対してより直接的な証拠力の強い監査証拠を入手するこ

とを特に年度末の実証手続において計画し、実施することを強調しています。品質管理本部においては、不正の兆候を的確に把握し、不正シナリオを具体的に検討する際の参考とするために、不正事例研修の開催、各種調査委員会報告事例のグループウェア掲示板への掲載を行うほか、毎月特定テーマを設定し「強化月間」としてその浸透を図る取組項目に不正関連テーマを取り上げています。また、不正リスクへの対応手続、その結果及び関連する監査調書を一覧にすることにより、不正シナリオを想定して立案した不正リスクへの対応が確実に実施されていることを監査調書の査閲及び審査の過程で確かめています。なお、監査上の主要な検討事項(以下、「KAM」という。)についても、上記の不正リスクへの対応とKAMの関係が明確になるようにしています。

監査品質に影響を与える意識調査



○ あなたは、不正等を想起させる僅かな異常点も見逃すまいとする好奇心や探求心を維持できていると思いますか。



KAMへの取組み

2021年3月期からKAMが導入されたことにより、監査報告書はこれまでの標準的かつ定型的なものから、個々の被監査会社に固有の監査リスクの内容とそれに対する監査上の対応が記載されたものになっています。

●KAMに関する監査チームの支援及び審査

当法人では監査チームがKAMを適切に記載できるように以下の活動を行っています。

- KAM委員会によるコンサルテーション
品質管理本部のもとに、監査チームに対するコンサルテーションの実施を目的としたKAM委員会を設置しています。KAM委員会では、KAMの草案のレビューを通じて監査チームのサポートを行っています。
- 自動化ツールを利用した監査報告書発行フローの厳格化
KAMの導入に伴う監査報告書における誤字・脱字、用語の使用誤り等の発生を防止するため、業務推進室において文書校正ソフトウェアを導入し、監査報告書作成過程で当該ソフトウェアによるチェックを行う業務フローを設けています。当該ソフトウェアから出力される校正結果は、後述する審査担当社員による審査項目の一つとしています。
- 品質管理部におけるKAM関連審査事項の整備・運用
品質管理部では、KAMに関する審査事項の整備を行い、監査計画の立案から監査意見の形成、最終的な監査報告書（原本のみではなくEDINET版の監査報告書の文言やXBRLタグ付けを含む。）の発行に至るまで、監査チームがKAMに関して十分な検討を行っていることを審査において確かめる体制としています。

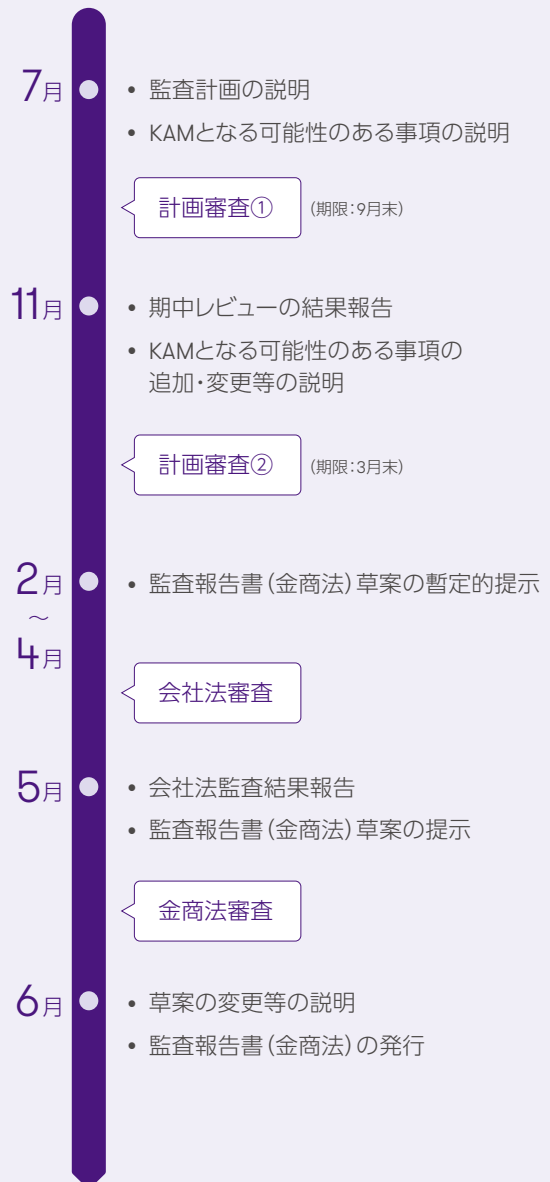
●被監査会社とのコミュニケーション

KAMの導入により、監査の透明性を向上させ監査報告書の情報価値を高めるだけでなく、KAMの記載事項に関する被監査会社との協議を通じて、重要なビジネスリスクやその対応策に関する検討や開示が促進され、さらにその開示をもとに被監査会社と投資家との対話が促進されることで、被監査会社の健全かつ持続的な成長につながると期待されています。当法人では、次のようなスケジュールを標準的スケジュールとして、KAMに関して被監査会社と綿密にコミュニケーションを図って

います。これにより、KAM又はその候補となる監査項目の選定に関し十分な議論を行うこと、KAMに関連する開示の検討・準備時間を被監査会社において確保することができると考えており、また、被監査会社において監査人監査の理解を促進し、その品質を評価する際の情報を提供することにもつながると考えています。

KAMに関連する標準スケジュール

(3月決算上場会社の例)



専門的な見解の問合せ・ 専門家の業務の利用

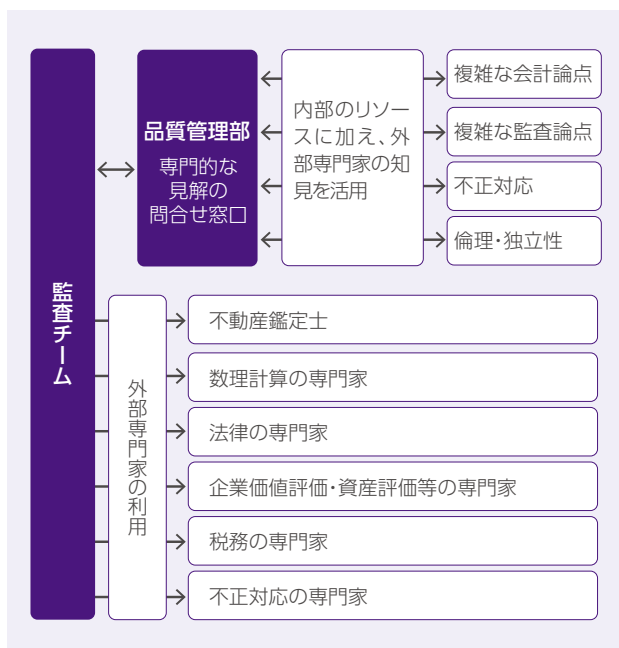
品質管理部は、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項等に関する監査チームからの問合せに対応し、専門的な知識、情報及び経験を蓄積するため、専門的な見解の問合せ窓口を設置しています。問合せの回答に際しては、法人内のリソースに加え、提携する外部の専門家の専門的知見を活用しています。また、品質管理本部に不正・リスク対応室を設置し、不正事案等が発生した場合には、専門的な観点から監査チームを支援する体制としております。

上記のほか、監査チームが十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たり会計又は監査以外の分野の専門家の業務を利用できるように、メンバーファームである太陽グラントソントン税理士法人や太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社のほか、提携する弁護士や不動産鑑定士等の外部の専門家の専門的知見を活用しています。

コンサルテーション(専門的問合せ等)利用件数

38件

2024年6月期



IFRSへの対応

IFRSへの対応体制としては、IFRS委員会において、IFRSを適用している又は適用を検討している上場被監査会社及びIPO準備会社の監査のサポートを実施しています。IFRS委員会における主な活動は以下のとおりです。

- IFRSに関する研修の実施
- IFRSに関する監査チームからの相談に対する対応
- 主なトピックについて法人内での定期的、継続的な周知
- 国際会計基準審議会 (IASB) から公表される基準等についての検討

知的資源の蓄積

会計基準等の情報収集・専門情報の蓄積、調査研究を行う部署として経営管理本部内にナレッジ室を設置しています。ナレッジ室は、会計基準等の改正等の情報の法人内への周知や研修の実施、監査チームからの問合せへの対応を行います。

また、当法人では、各種規程、監査マニュアルや調書のひな型、各種通達、監査業務に関連する情報源(不正事例を含む。)を法人内のグループウェアにより、監査の専門要員が閲覧・利用できる体制を整備しています。さらに、専門要員が、会計基準等や企業開示に関する情報を閲覧・検索できる電子的なデータベースを導入し、監査業務に必要な知的資源を提供しています。

IPO準備支援

IPO準備支援に対する考え方

当法人は、新たな成長企業が日本の資本市場に参加することとなるIPOについて、監査を通じて支援することが重要であると認識しています。IPO準備監査においては、IPO準備会社が適切に情報を収集・整理・分析し、持続的に成長するための経営判断が可能な経営管理体制（内部統制）を早期に整備できるように、監査業務の中で指導機能を発揮することを重視しています。IPO準備監査を支援するため、以下の事項を実施する「IPO統括支援室」を設置しています。

- 監査チームにおけるIPO上の課題の解決状況のモニタリングと支援
- 監査チームと主幹事証券会社等とのコミュニケーションの支援
- 短期調査の支援、報告のレビュー
- IPO研修会の実施

IPO統括支援室は、各事務所及び各監査チームへの支援、IPO準備監査の進捗状況を一元的に管理しており、IPO準備監査業務が効果的、効率的に行われる体制としています。2024年6月時点のIPO統括支援室の人員構成は、パートナー6名、シニアマネジャー3名、マネジャー1名、スーパーバイザー1名、事務職員1名、専任契約職員2名の合計14名となっています。また、新たな成長企業を支援する観点から、監査契約締結前の会社に対しては、当法人のグループ会社である太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社と連携することにより、IPOを目指す会社からの依頼に対応することとしています。さらに、近時、上場直後に不正が発覚する事案の増加を契機として、上場申請期を迎えているすべての個別監査業務の不正リスクに関するモニタリングを制度化しています。当該モニタリング手法を含め、今後もIPO準備監査業務においても不正を見逃さないように監査業務を進めていきます。

サステナビリティ開示への取組み

開示制度の動向

近年、企業に対する気候変動対策等サステナビリティへの取組みの要請が高まっており、企業の持続可能性や企業価値を評価する上でサステナビリティに関する情報の重要性が増しています。そのため、ステークホルダーから、信頼性のあるサステナビリティ情報開示の充実が求められており、国際的に企業のサステナビリティ情報開示の制度化が進んでいます。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は2023年6月に国際サステナビリティ開示基準（ISSB基準）を公表し、我が国においてもサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が日本版のサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の開発をしており、2025年3月までに公表予定です。

保証制度の動向

開示されたサステナビリティ情報の信頼性確保のため、サステナビリティ情報に対する第三者保証の制度化も進んでいます。国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、サステナビリティ保証に特化した国際サステナビリティ保証基準（ISSA5000）を開発し、2024年11月にサステナビリティ報告の保証に関する包括的な基準として公表しました。日本においても、ISSA5000の日本版が策定され、サステナビリティ保証業務を提供する際にはこの新基準に従うことになると考えられます。

金融庁金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでは、日本における開示やこれに対する保証のあり方について検討されており、現在、2027年3月期から時価総額3兆円以上のプライム上場企業、2028年3月期から1兆円以上、2029年3月期から時価総額5,000億円以上、2030年代にはプライム全上場企業にSSBJ基準に基づくサステナビリティ開示を求める案が示されています。また、サステナビリティ開示に対する第三者保証についても開

新規上場被監査会社数

15社
2022年6月期

17社
2023年6月期

11社
2024年6月期

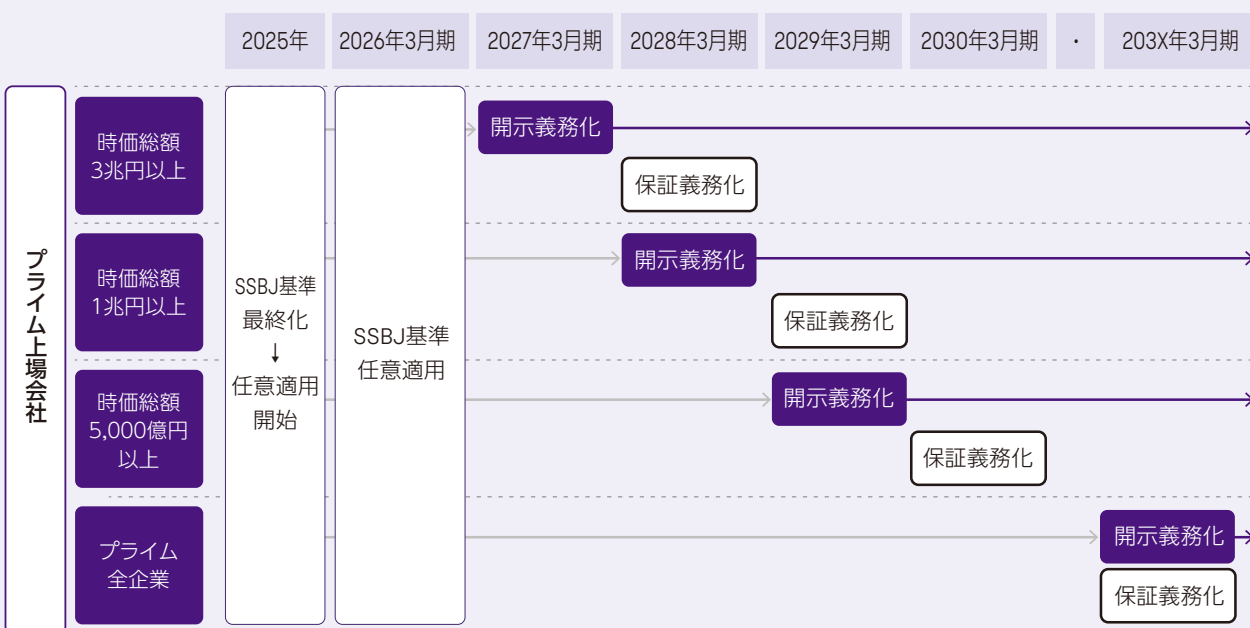
示義務化の翌年から義務化することが検討されています。

非財務情報に係る保証業務への取組状況

このような動向を踏まえ、当法人では、2021年11月にサステナビリティ保証推進委員会を設置し、サステナビリティ保証を提供できる体制整備を進めています。具体的には、サステナビリティ開示及び保証に関する情報収集、サステナビリティ保証業務を担う人材の育成（研修の実施、ニュースレター配信）、サステナビリティ保証業務のためのツール開発等を行っています。人材育成については、当法人では、基本的に財務諸表の監査チームメンバーがサステナビリティ保証業務も担当する方針であるため、最終的に全パートナー及び職員がサステナビリティ保証に対応できるように人材育成していく予定です。

また、プライム上場の被監査会社に対しては、制度の下での保証において適正意見を得られるようにするため、報告制度化までの早いタイミングで第三者保証、もしくは予備調査を受けることを推奨していくことを想定しています。

開示及び保証導入スケジュール案



金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ資料をもとに当法人が作成

審査及びモニタリング

審査

監査計画・監査意見の審査

当法人は、審査部において個別監査業務の審査全般を管理しており、監査チームが策定・実施した監査計画、監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するため、経験・能力や独立性等の審査担当社員の適格性の要件を定め、監査業務ごとに審査担当社員を選任しています。審査担当社員は、審査事由が生じた場合ばかりではなく、監査チームのミーティングに参加する等、柔軟に監査チームとコミュニケーションを行うことが推奨されており、監査チームにおける品質管理が適切に行われる仕組みとしています。

審査会・上級審査会

当法人は、監査業務ごとに審査担当社員を選任していますが、それに加えて、所定の重要な審査事由が存在する場合には、合議制の審査会において監査上の判断について慎重に審査を行

う体制としています。さらに、監査チームと審査担当社員等の中で監査上の判断の相違が生じた場合や極めて重要な影響を及ぼす監査上の判断を行う場合等には、上級審査会においてより慎重な審査を実施することとしています。

重点モニタリング

当法人は、品質管理本部において監査リスクが高いと判断した監査業務について、審査部が継続的にモニタリングを行う制度として、重点モニタリング制度を定めています。審査部は、重点モニタリングの対象となった監査業務に関し、指定されたモニタリング事由に関する審査会を開催するとともに、監査計画の立案から監査意見の表明までの審査担当社員による審査の実施状況についてモニタリングしています。



モニタリング

リスク情報を横断的に管理する体制

品質管理本部は、リスクの高い監査業務や不正リスクに関する情報(以下、「リスク情報」という。)について各事務所の情報を横断的に収集する役割を担っています。このため、リスク情報について各監査チームの責任者(業務執行社員)から各事務所の責任者(事務所長)に報告するだけでなく、品質管理本部に直接報告することとしています。また、有価証券報告書等に記載されている公表データにデータ・アナリティクス技術を組み合わせ、被監査会社における不正会計等の兆候を捕捉するリスク分析手法を継続的に運用しています。さらに、例えば審査会又は上級審査会での審査の過程や、監査支援部が行う個別監査業務を取り巻く業務環境の調査等の日常的な活動によって、被監査会社のリスク情報が把握される場合もあります。リスク情報は、不正・リスク対応室において一元管理し、各監査チームが適切な対応をとることができるように、審査部及び監査支援部と連携して監査チームのモニタリングをしています。

リスク管理委員会及び監査業務点検室におけるモニタリング

当法人では、法人全体の品質管理システムが有効に運用されているか、リスク管理委員会が評価を行っています。また、監査業務点検室が、監査業務が適切に行われていること(監査業務における不正リスクへの対応状況を含む。)を検証しています。監査業務点検室は個々の監査業務に対して実施する監視のプロセスとして、完了した監査業務の検証(内部点検)を行い、すべての業務執行社員が原則として3年に1回は対象となるように、担当する個別監査業務を点検対象として選定しています。品質管理本部は個々の監査業務の品質管理システムの評価の結果を、リスク管理委員会は法人全体の品質管理システムの監視の結果をそれぞれ総括代表社員に報告しています。また、すべての社員及び職員に対して、個々の監査業務の点検結果を研修等を通じて周知し、指摘事項の再発防止を徹底しています。監査責任者は、品質管理システムの監視の結果に関する最新の情報及び当該情報で指摘された不備が、担当する監査業務に影響を与えているかどうかを検討し、必要な対応を行う責任を負っています。

定期的検証の対象(対象とした上場被監査会社数)

2024年6月期

対象上場会社数

20社

全上場被監査会社数

337社

定期的検証の対象(対象としたパートナーの人数)

2024年6月期

対象パートナー人数

50名

全パートナー人数

89名[※]

※2024年6月期の期初社員数
(特定社員を除く)。

内部点検において検出された「監査意見の修正を要する指摘事項」件数

2024年6月期

0件

グラントソントンによる品質管理レビュー

グラントソントンのメンバーファームである当法人は、3年に1回、グラントソントンの品質管理レビュー・チームによる品質管理システムの整備・運用状況及び個別監査業務の実施状況のレビューを受けています。これはグローバルに統一されたツールを用いて行われ、Grant Thornton Assessment& Review (GTAR)と呼ばれています。品質管理本部は、GTARの結果についても全ての社員及び職員に対して研修等を通じて報告し、指摘事項の再発防止を徹底しています。

外部レビュー・検査とその対応

我が国における外部レビュー・検査の枠組み

監査法人に対する外部レビュー・検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査があります。当法人は、外部レビュー・検査への対応を重視しており、外部レビュー・検査におけるレビューアー・検査官との対話や監査品質に対する指導、指摘事項は、私たちの監査品質向上へ向けた取組みを加速させるものと考えています。

日本公認会計士協会の品質管理レビュー

日本公認会計士協会の品質管理レビューは、上場会社等の監査を実施している監査事務所を対象に、原則として3年に1回、通常レビューが行われます。監査事務所に対しては、これらの品質管理レビューの結果に応じて、注意、嚴重注意、監査業務の辞退勧告といった措置が講じられることがあります。また、上場会社の監査を実施する事務所が登録を義務付けられている上場会社監査事務所登録名簿への品質管理レビューの結果の開示や、登録名簿からの登録の取消し措置がとられることがあります。当法人は、品質管理レビューの結果、上記のような措置を受けたことはありません。

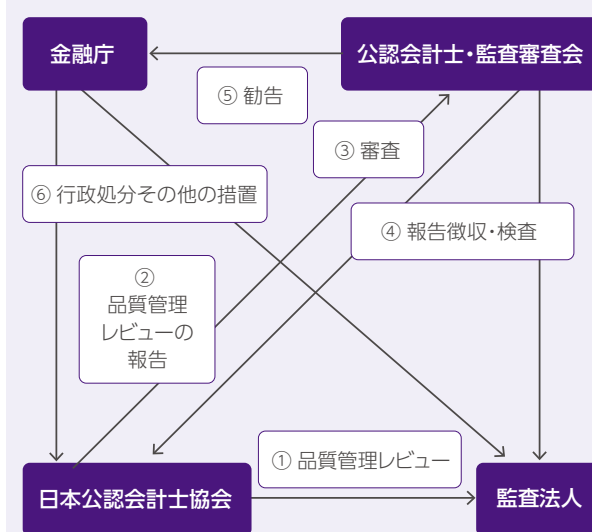
公認会計士・監査審査会の検査

公認会計士・監査審査会は、資本市場の公正性及び透明性を確保する観点から、金融庁に設置された独立の行政機関です。公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査するとともに、必要に応じて日本公認会計士協会や監査事務所等への立入検査を行います。その結果、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合や、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。金融庁は、その勧告を踏まえて、監査事務所に対する戒告、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行います。

指摘事項に対する根本原因の究明と対応

当法人は、外部レビュー・検査における指導、指摘事項については、タイムリーにその原因を究明し、同様のあるいは類似の不備事項等の発見や再発防止に着手する観点から、外部レビュー・検査の進行中から、社員にその内容を周知し、共有する取組みを行っています。外部レビュー・検査による指摘事項については、全ての社員・職員に向けた研修の実施や品質管理通達を発出し、必要に応じて監査業務に利用する標準文書化様式への反映等によって、その改善措置や再発防止策を周知し、徹底しています。また、より重要なことは指摘事項の根本原因の究明とその対応です。指摘事項の直接的な原因等に着目したパターン分けやそこからさらに原因を深掘りしていくことにより、より根本的な原因を究明し、組織運営そのものに結び付けていく取組みを行います。その過程においても、社員の当事者意識が重要であるという認識から、必要に応じて指摘事項を題材とした社員によるディスカッションを行う等、法人全体として監査品質向上へ向けた取組みを継続しています。

監査法人に対する外部レビュー・検査の概要



行政処分について

当法人に対する行政処分並びに業務改善計画の提出及び報告の完了について

当法人は、2023年12月26日、被監査会社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことに関し、公認会計士法第34条の21第2項第2号及び同条第3項の規定に基づき、金融庁より以下の処分を受けました。

行政処分の内容

- 契約の新規の締結に関する業務の停止
3月(2024年1月1日から同年3月31日まで)。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。
- 業務改善命令(業務管理体制の改善。下記「業務改善命令の内容」参照)
- 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止 3月(2024年1月1日から同年3月31日まで)
- 課徴金納付命令に係る審判手続開始の決定(約96百万円)

業務改善命令の内容

- (1) 今回、当社に対する監査において虚偽証明が行われたことを踏まえ、法人としての適切な監査実施態勢を整備すること。
- (2) 監査チームが行った監査上の重要な判断を客観的に審査し、監査手続の不備を発見・抑制できる審査態勢を整備すること。
- (3) 監査実施者が職業倫理を遵守し、責任ある意見表明を行う体制を構築する観点から、監査法人内の人事管理や研修態勢を含め、組織の態勢を見直すこと。
- (4) 監査法人の品質管理システムの整備及び運用を可能とするために、情報と伝達に関する適切な品質管理目標を定め、これを実施できる態勢を整備すること。
- (5) 上記(1)から(4)に関する業務の改善計画を、2024年1月31日までに提出し、直ちに実行すること。
- (6) 上記(5)の実行後、当該業務の改善計画の実施完了までの間、2024年2月29日及び同年3月29日に第1回目、第2回目の報告を行い、同年3月31日以後、3か月ごとに計画の進

捗・実施及び改善状況を取りまとめ、翌月15日までに報告すること。

当法人は、2024年1月31日付けで業務改善計画を金融庁に提出し、2月29日付でその進捗に関する第1回目の報告、3月29日付で第2回目の報告、7月1日付で第3回目の業務改善報告を金融庁に提出いたしました。

その後、金融庁より、継続的に業務改善に向けた取組みを実施しており、一定の改善が図られていると認められ、以後の報告は要しない旨の通知を受けました。これにより、当法人の金融庁に対する業務改善報告は終了しております。

関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当法人といたしましては、今後も、業務改善計画を履行して整備した態勢をより一層浸透・定着させるとともに、法人一丸となって、監査品質の向上に継続的に取り組み、監査法人として期待される社会的使命を果たしてまいりたい所存です。

コミュニケーション

法人内部におけるコミュニケーション

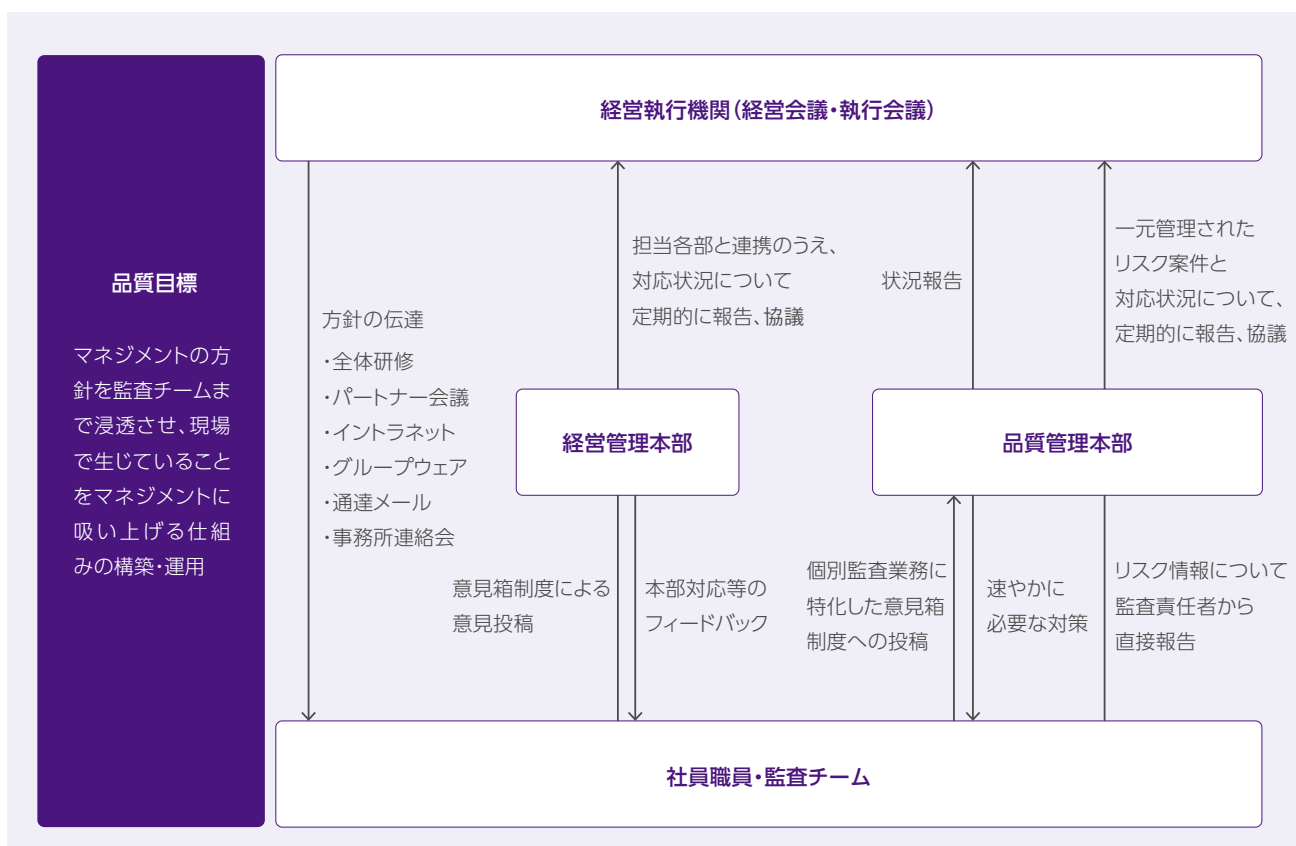
当法人では、各種規程、監査マニュアルや調書のひな型、各種通達、監査業務に関連する情報、不正事例に関する情報を法人内のグループウェアにより、監査の専門要員が閲覧・利用できる体制を整備しています。さらに、専門要員が、会計基準等や企業開示に関する情報を閲覧・検索できる電子的なデータベースを導入し、監査業務に必要な知的資源を提供しています。品質管理の方針及び手続の変更に関する事項についても、「品管通達」として全社員及び職員が閲覧できるようにしています。また、「品管通達」が発出される都度、全社員及び職員に電子メールで通知することにより、品質管理の方針及び手続の変更について迅速かつ適切に周知徹底する体制を整備しています。

このほか、経営企画部において意見箱システムを整備し、全社員及び職員から法人運営に関する意見を収集のうえ、監査品質及び品質管理システムに関する課題を識別して各本部に伝達しています。本部は、伝達された意見に対し、品質管理システムの維持・向上の観点から対応策を決定し、その内容を全体研

修、品管通達等により周知しています。その他、経営方針や品質管理に関する基本方針等についても、全ての社員及び職員が参加する全体研修において周知されます。特に、総括代表社員からのメッセージや品質管理に関する方針及び手続に関する伝達事項は、経営会議、執行会議、パートナー会議、監査事務所ごとの全体会議等を通じて、その都度発信することにより、監査現場への浸透を図っています。

また、品質管理部では、個別監査業務に対して法令違反等が発生または発生が懸念される場合、職員が速やかに品質管理部に情報を提供できる場の設置を目的として、個別監査業務に対する意見箱システムを整備いたしました。

品質管理部では、情報があつた場合は各監査現場に対して速やかに必要な対策を講じる運用を図っています。



監査役等とのコミュニケーション

私たちは、被監査会社との積極的な意見交換を行い、そこから得られた有益な情報を組織的な運営の改善に活用することを重視しています。当法人は、意見交換の手段のひとつとして、被監査会社の監査役等に対し、アンケート調査を実施し、当法人の監査が、社会的基盤として機能しているか検証することとしています。アンケート調査の結果は、経営企画部において分析・管理することとしており、総括代表社員及び経営会議・執行会議に報告し、当法人全体及び個別の対応について協議することとしています。被監査会社からのこうしたフィードバックは、業務執行社員が、深い知見と高い意識を持ち、正しい行動をするための出発点となるものであり、監査品質の持続的な向上に欠かせないものであると考えています。

通報制度

私たちは、監査品質の向上及び法令遵守体制の強化のため、通報制度(いわゆるホットライン)を設置しています。監査上のリスクとなり得る情報、また不正リスクに関連する情報を受け付けた場合には、当該情報について、品質管理本部長、経営管理本部長及び業務執行社員に適時に伝達し、当該情報に関する監査チームの対応が組織的に行われることを担保する体制をとっています。また、必要に応じて調査委員会の設置及び法律顧問の支援体制を整備しています。

ステークホルダーとのコミュニケーション

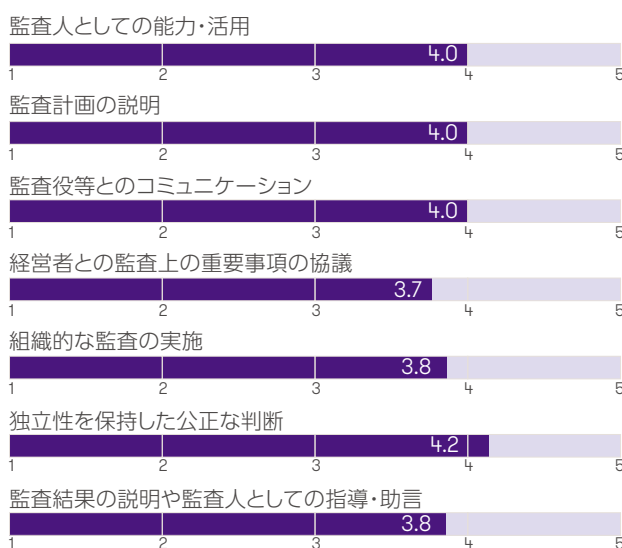
私たちは、当法人に対する社会の期待やニーズを理解し、監査品質の更なる向上と法人運営に活かすため、被監査会社だけでなく、証券取引所、機関投資家、アナリスト、官公庁、その他資本市場のステークホルダーの皆様と継続的に意見交換を実施しています。これにより、監査の品質に関する私たちへの期待、監査業務に対するご意見を頂くことで監査品質の向上に努めるとともに、監査に関する理解、監査に対する信頼を深めて頂けるものと考えています。ステークホルダーの皆様を取り巻く経済環境が変化の中で、私たち監査法人に対する期待も変化してきています。特に、昨今の資本市場においては、サステナビリティに関する課題への取組みに注目が集まっており、これら非財務情報の開示やそれらに対する保証業務についてステークホルダーの皆様との対話を促進することで、より一層社会的要請に応えることを目指しています。今後とも、私たちはステークホルダーの皆様への期待に適宜に応えるため、意見交換を継続的に実施し、頂戴し

た様々なご意見を監査業務に活かすと共に、当法人が掲げる「公共財の提供者であること」という価値観のもと、公認会計士法第1条に掲げられている国民経済の健全な発展に寄与するという使命を果たせるように、持続的に監査品質の向上を目指します。

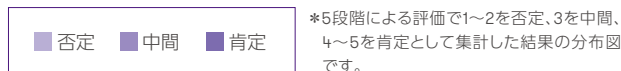
監査役等アンケート

2024年6月期

*1が最も否定的、5が最も肯定的とした5段階による床の平均値の集計です。

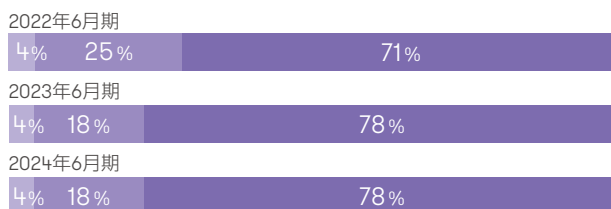


監査品質に影響を与える意識調査

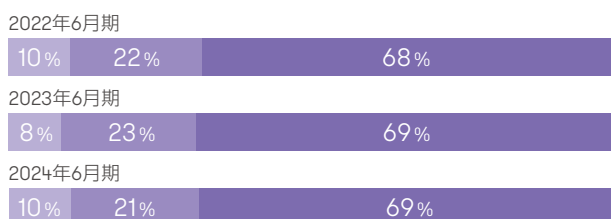


*5段階による評価で1~2を否定、3を中間、4~5を肯定として集計した結果の分布図です。

Q. あなたの属する監査チームが被監査会社と十分なコミュニケーションを行なっていると思いますか？



Q. あなたは、当法人に風通しが良い文化があると思いますか。



人材に対する考え方

当法人は、“人材育成法人”であることを目標とし、その実現に向けての取組みを進めています。当法人は、公共性の高い業務を担っているという自負とやりがいを組織風土として醸成し、監査業務に興味を持ち続けることができる環境を用意することで、監査業務を行う社員・職員が、監査業務にやりがいを感じ、ひいては中長期的に品質の高い監査業務を継続しようとする動機付けになると考えています。

定期採用人数と中途採用人数

2024年6月期

中途採用人数	定期採用人数
129人	77人

職員1人当たり研修時間

2024年6月期

113時間

有給休暇取得率

2024年6月期

75.8%

INDEX

人材の採用	P37	監査実施者の評価	P41
人材の育成・研修	P38	人材交流	P42
多様な働き方とキャリア	P40		

人材の採用

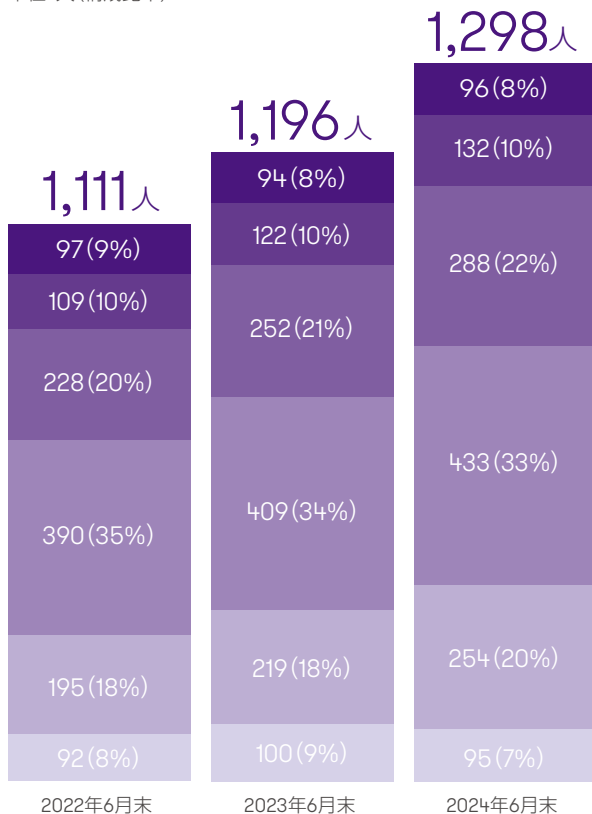
人材採用の方針

当法人は、「3つの価値観」を共有できる多様な人材を採用することとしています。なぜなら、当法人は、高品質な監査の実施には、多様な経験を持つ人材が、被監査会社を取り巻く経営環境やその事業活動等に強い興味や好奇心を持ち、職業的懐疑心を発揮することが重要であると考えているからです。同時に、社会性・国際性を有した人材が監査を行う環境があつてこそ、

公共財としての監査を社会に提供できるものと考えています。そして、持続的な監査品質の向上のためには、被監査会社の増加に応じて適正な人員を確保するとともに、その適正な人員構成を維持する必要があります。当法人は、被監査会社の数や規模等に応じて必要と考えられる人員を把握し、その採用基準を設け、計画的に採用する方針としております。

人員数の推移(職階別)

単位:人(構成比率)

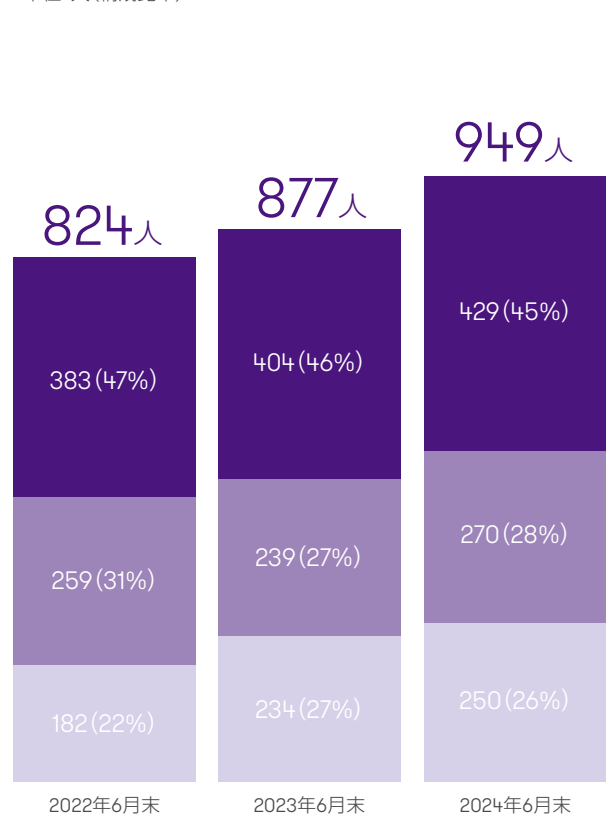


- パートナー ■ シニアマネジャー・マネジャー
- スーパーバイザー・シニアスタッフ ■ スタッフ ■ 契約職員等
- 事務職員

※契約職員は、在籍人数を記載しています。

人員数の推移(資格別)

単位:人(構成比率)



- 公認会計士 ■ 公認会計士試験合格者等
- その他専門職 (USCPA含む)

※事務職員・契約職員は含まれていません。

人材の育成・研修

人材育成の方針

当法人は、単に採用によって監査人員を確保することを目的とするのではなく、当法人に入所した人材が、監査業務を通じて社会に貢献できる人材として成長していると感じられる環境を用意することが重要であるとの視点に立ち、研修プログラムの充実を継続的に図っています。具体的には、従来のレクチャー形式による一方向の研修のみでなく、リモート監査に伴い現場でのOJTの機会が減少している点に対応するために、より実践的な監査業務のシミュレーション研修や双方向性を持った研修プログラムの整備を進める等により、環境が変化する中においても監査品質の維持・向上に継続的に取り組んでいます。

当法人の研修プログラムは以下のとおりです。

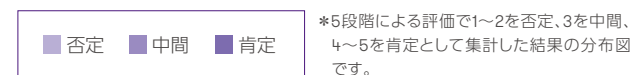
まず、公認会計士試験合格者に対する研修プログラムとしては、入所時研修、1年目から4年目までの年次研修、職階別研修、各職階への昇格者研修を行っており、監査現場において、それぞれの年次や職階で求められる実務がスムーズに実施可能となるように、きめ細かい知識の習得及び能力の開発に努めています。各研修プログラムにおいては、ディスカッションやケーススタディ等のアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、単なるインプットに留まらない「知識の定着」と「現場力の発揮」を促進するプログラムとしています。特に、リモート監査の浸透に伴い現場でのOJTの機会が減少している点に対応するため、年次研修や主査層に対する研修においては、レクチャー形式の研修と連動した実践的な監査業務のシミュレーション研修を導入しており、「インプットした知識の定着」と「現場力の発揮」につながるプログラムとしています。

また、新たに主査業務を担当する職員に対しては、監査の品質を確保したうえでスムーズに主査業務を遂行できるように、実践的なテーマに基づいたロールプレイ等のアクティブ・ラーニングを中心とした少人数での研修を実施するとともに、「監査の根本的な思考」や「チーム運営のための基本動作」の習得を目的とした主査業務に関するOJTプログラムを順次導入しています。さらに、2024年7月からは、一定程度の主査経験を積んだ職員に対して、監査品質やチームコントロール力の向上を目的として追加的な少人数研修を導入し、監査現場で重要な役

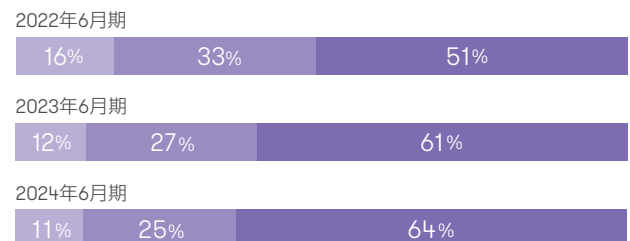
割を担う主査の能力向上を図っています。

中途採用者に対する研修プログラムについては、即戦力として当法人で活躍できるような支援に繋がるものであることが重要と考えています。当法人の監査手法や監査ツールを習熟するためには一定の時間を要することから、中途採用者ができる限り早期に当法人の監査業務を習得し、即戦力として活躍できる環境を提供すべく、それぞれの中途入所者の属性ごとに研修カリキュラムを設定し、効果的な育成を心掛けています。

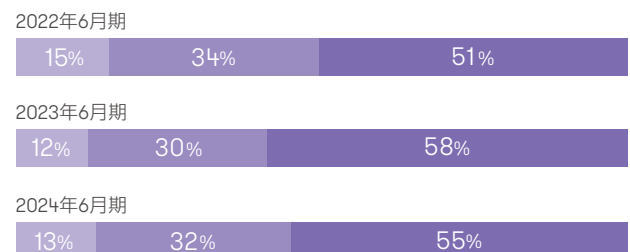
社員・職員に対する教育研修に関するアンケート結果



Q. あなたは、当法人の研修プログラムが監査業務に役立っていると思いますか？



Q. あなたは、適切な業務とOJTにより職業的専門家として成長していると思いますか？



目的別・職階別の「研修プログラム」

		スタッフ	シニアスタッフ	スーパーバイザー	マネジャー シニアマネジャー	パートナー
ビジネス・人的スキル		ビジネススキル ベーシック研修 <ul style="list-style-type: none"> ● PCスキル ● ビジネスマナー ● タスクマネジメント ● ロジカルシンキング ● アサーティブ コミュニケーション ● フォロワーシップ 	ビジネススキル アドバンスト研修I <ul style="list-style-type: none"> ● プレゼンテーション ● ネゴシエーション ● リーダーシップ 		ビジネススキル アドバンスト研修II <ul style="list-style-type: none"> ● コーチング ● マネジメント 	パートナー研修
	会計・監査スキル	監査手法研修 <ul style="list-style-type: none"> ● サンプルング ● 監査ツール利用 技法 ● CAMP 新人研修だけではなく、 スタッフ全体にわたって実施 	● IPO監査 新主査研修	● Data&Analytics ● AUP	● コンフォートレター ● トランザクションサービス業務	
	継続研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 会計基準研修 ● 監査実務研修 ● 職業倫理研修 	<ul style="list-style-type: none"> ● IFRS研修 ● 専門領域研修(金融・国際・パブリックetc) ● IT監査研修 		<ul style="list-style-type: none"> ● 税務研修 ● 内部統制 ● 不正事例 	
グローバル・ コミュニケーション		<ul style="list-style-type: none"> ● 英語自己学習プログラム(e-Learning含む) ● TOEIC受験補助 ● Online英会話レッスン 		<ul style="list-style-type: none"> ● 海外トレーニングプログラム ● GTILTトレーニングプログラム 		

多様な働き方とキャリア

人材育成法人としての取組み

当法人は、“人材育成法人”であることを目標とし、その実現に向けての取組みを進めています。当法人は、公共性の高い業務を担っているという自負とやりがいを組織風土として醸成し、監査業務に興味を持ち続けることができる環境を用意することが、監査業務を行う社員・職員が、監査業務にやりがいを感じ、ひいては中長期的に品質の高い監査業務を継続しようとする動機付けになると考えています。

監査業務に興味を持つために

監査業務に興味を持つための環境作りとして、人事評価の適時・適切な実施と、そのフィードバックが重要であると考えています。人事評価の結果に基づくコーチングを監査業務の実務に即して行うことにより、また個人別のキャリアプランに基づいた監査業務へのアサインなどを行うことにより、各人が監査に興味を持つことが、やりがい、ひいては監査の品質維持・向上につながると考えています。(人事評価については、後述の“監査実施者の評価”をご参照ください。)

多様なキャリア形成機会の提供

定期的に希望業務の調査を行うと共に、希望も踏まえた今後のキャリア形成についてのコミュニケーションを実施しています。また、この希望業務にはグループ法人における税務・アドバイザーの他、GTメンバーファーム(海外事務所)、証券会社、官公庁等への出向も含んでおり、これらの業務体験の機会の提供や短期出向制度を整備することによって、職員の希望の実現をサポートする運用をしております。(後述の“人材交流”をご参照ください)

リモート監査への対応

働き方改革や被監査会社のオフィス環境の変化の影響もあり、今後も、往査との適切な使い分けをしつつ、リモート監査を継続していく方針としています。既に、PDF等の電子データに変換された証憑等の原本確認等に関するマニュアル・監査調査様式の運用を行っており、また、リモート環境においても不正を

見逃さないための注意喚起や、不正の兆候を示す状況が生じていないか法人としてモニタリングする施策を開始する等、監査品質の維持・向上に取り組んでいます。一方で、被監査会社と監査チームメンバー、又は監査チームメンバー間の直接的なコミュニケーション機会の減少に伴い、意思疎通がうまく図れないことによる非効率、スタッフへの指示・監督不足等、リモート監査に伴う特有のリスクも存在します。このような問題を解決するため、往査とリモート監査のバランスの積極的な調整、ITを利用したコミュニケーションツールの活用、デジタル技術を活用した監査手続の開発及び監査調書の電子化の取組みを継続しています。

なお、リモートワークの普及により、海外の会社担当者や構成単位の監査人とのリモート会議の場を設けて言語による対話を図る機会が増加したと考えています。また、各地区事務所間の人員応援体制を構築しやすくなっているとも認識しています。これらの特徴を活かしたハイブリッドワークを推進することにより、コミュニケーション促進による監査品質向上、リソースの効率的な活用を通じた監査品質向上のほか、各人のキャリアパスや業務機会という面からも望ましいことであると考えています。(事務所間交流については、後述の“人材交流”をご参照ください。)

多様な働き方の実現

在宅勤務制度の継続的な運用、短日数フルタイム・短縮勤務時間制度等の柔軟な勤務体系の導入等、より一層多様な働き方の実現に取り組んでいます。さらに、副業ガイドラインを設け、監査法人の業務とは異なる業務経験を通じて視野を広げ多様な視点や思考を獲得し、より高いレベルでの職業的懐疑心を醸成することを目指しています。なお、副業ガイドラインは、独立性に違反しないことや法人業務と競業しないことなどを確認したうえで運用しています。

D&Iの推進

D&I (Diversity & Inclusion) の観点から、ジェンダー、国籍を問わず互いを尊重し、様々なバックグラウンドを有する人材の特徴を活かしたチーム編成とすることで、監査品質の向上につなげています。特に重要なテーマの1つであるジェンダーについては、2024年9月に、委員長含めメンバー全員(14名)が女性で構成されるウィメンズエンパワーメント委員会を立上げ、「共に創る、女性が輝く未来へ」をスローガンに、女性がより能力を発揮できるような環境整備、管理職の女性比率の向上等を推進しています。

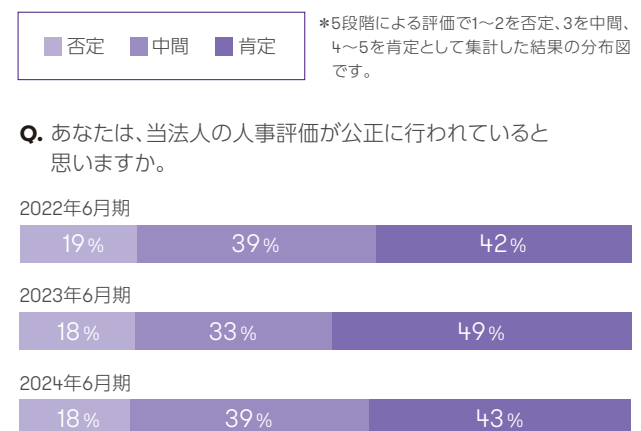


監査実施者の評価

当法人の専門職員の評価は、当法人が組織として求める「職業的専門家」としてのスキルやマインドを「コアコンピテンシー」として設定し、これに基づいた評価を行っています。「コアコンピテンシー」は、当法人が掲げる3つの価値観を基礎としており、「コアコンピテンシー」に基づく評価は、長期的視点に立った人材育成に寄与することを目的としています。具体的には、職階や職責ごとに評価項目を設定し、その職階や職責に期待された役割を果たしたか否かという観点を重視した評価としています。また、それぞれの評価項目は、監査業務の品質の確保や貢献の観点を踏まえて設定されており、監査上の判断やコミュニケーションなど、監査業務において実際に発揮された行動に着目した評価基準となっています。

人事評価は、それぞれの業務ごとに、原則として年2回(上期及び下期)実施しており、評価結果を賞与や昇格・昇給に反映させています。評価結果については、個人の成長促進の観点から、適時にフィードバックを行い、これとOJTとを効果的に組み合わせるとともに、アサインメントの決定に繋げることによって職員の成長を支援しています。

社員・職員に対する教育研修に関するアンケート結果



Q. あなたは、当法人の人事評価が公正に行われていると思いますか。

人材交流

法人外部との人材交流

当法人は、グループ監査の持続的な品質向上を図ること、及び国際人材育成の観点から、多くの職員を海外のメンバーファームに駐在員・トレーニーとして派遣しています。また、監査職員にとって、将来、異なる環境で自己研鑽を行う機会が用意されていることは、現在の監査業務においてもモチベーションを高める効果が期待できるという観点から重要と考えており、海外赴任希望者については、可能な限り希望に沿えるよう中長期的な赴任計画案を立案し、赴任するまでに必要なスキルを得られるように支援しています。

企業との人材交流については、IPO監査業務への対応を強化することを主な目的として、大手証券会社や日本取引所自主規制法人に継続的に人材を派遣しています。その他、国内グループ会社である太陽グラントソントン税理士法人及び太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社との間でも人材交流を行うことで、監査品質の向上に貢献する人材育成に取り組んでいます。また、職業的専門家としての社会性を発揮できる人材育成や監査法人としての社会貢献の観点から、官公庁等へ3名の人材を派遣しています。

海外への人材派遣や官公庁及び民間企業との人材交流は、多様なキャリアパスを通じての社会性・国際性豊かな人材の育成や当法人の価値観の一つである「社会性・国際性を発揮すること」に繋がり、その結果として日本企業の海外展開や地域社会の発展に貢献できると考えています。今後も、こうした取組みを積極的に進めていく方針です。

主な出向先 (2024年6月末)

出向先	人数
海外のグラントソントン加盟事務所	14名
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社	10名
太陽グラントソントン税理士法人	2名
株式会社サンライズ・アカウンティング・インターナショナル	2名
証券会社	2名
日本公認会計士協会	2名
日本取引所自主規制法人	1名
官公庁等	3名
合計	36名

法人内部(監査事務所間)の交流

社員については、東京事務所及び大阪事務所間を中心とした異動により、各事務所間の品質の均質化や情報伝達の促進を積極的に図り、法人全体の監査品質の維持・向上に努めています。また、東京事務所及び大阪事務所以外の地区事務所における監査の業務執行社員については、その大部分を、当該地区事務所の社員と、東京事務所又は大阪事務所の社員との組み合わせとしています。

職員については、主に東日本地区(東京事務所、札幌事務所、東北事務所、新潟事務所、北陸事務所)、西日本地区(大阪事務所、名古屋事務所、中国・四国事務所、九州事務所)ごとに、繁忙期の応援アサインを行っています。

人事部から執行会議に定期的に報告される各地区事務所別のリソース需給報告に基づき各地区事務所と情報を連携することにより、法人全体での監査品質の維持・向上のため、リソースの最適配置を行っています。

5

太陽有限責任監査法人の 監査とテクノロジー

テクノロジーを利用した監査への取り組み

当法人では、RPA (Robotic Process Automation) を活用した監査業務の自動化、データ・アナリティクス・ツールの活用により、監査業務の効果的・効率的な実施に取り組むとともに、継続的に高度化を図っています。2023年12月からは、法人マニュアルや品質管理に関する通達の検索をより容易にするために、法人環境内に生成AIによる検索ツールを開発し、運用を開始しています。

また、外部ベンダーと契約し開発したコミュニケーションツール『コレポン』を2024年4月から導入しています。これにより、自社開発のWEBインターフェイスを通じて、監査チームと被監査会社がそれぞれの権限管理下でアクセスし、監査に必要なデータの依頼・授受・期日管理・QAチャットをワンストップで行うことができます。コミュニケーションツールは、被監査会社とのファイル共有等の基本的な機能を実装し運用を開始していますが、継続的な機能強化を図る計画です。

当法人のデジタル化推進体制

データアナリティクス
推進

11名

生成AI(独自LLM等)
開発推進

8名

RPAツール開発・
利用推進

18名

コレポンツール
開発推進

9名

2024年6月期

IT投資額

521百万円

前期 555百万円

2024年6月期

INDEX

テクノロジーの活用	P44	生成AI	P46
ITの専門能力を有する人材の活用	P45	データ・アナリティクス	P46
コレポンツール	P45	IT投資	P48
RPA	P46	情報セキュリティ	P48

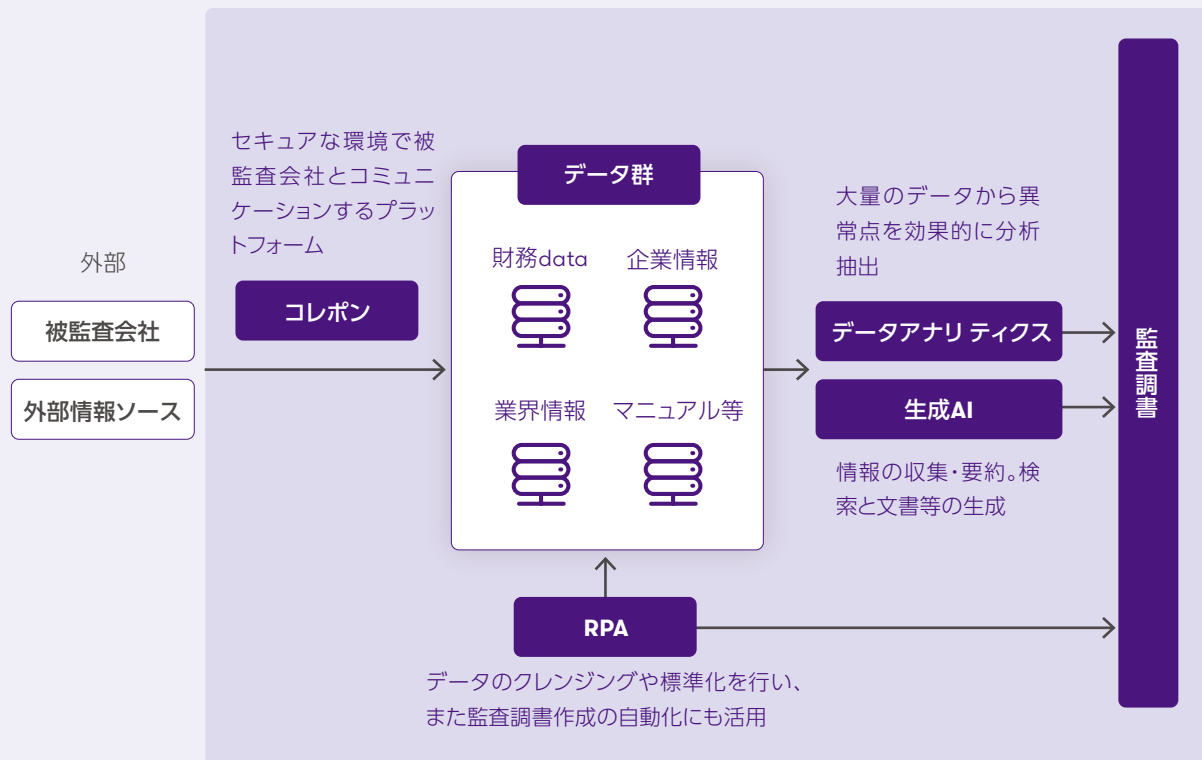
テクノロジーの活用

近年のITテクノロジーの急速な発展に伴い、監査の手法やプロセスもITテクノロジーを取り入れ、監査のアプローチをより高度で効率的なものに変革することが当法人の品質向上のために重要であると考えています。特に、大量のデータを解析し精度の高いインサイトを得る『データ・アナリティクス』は、監査において不正への対応のために有効な手法として重要です。また、学習したデータを基に情報の整理要約や文章等のコンテンツを作成する『生成AI』は、業務の効率化と専門家としての高度な判断をサポートする有効な機能として重要です。これらのテクノロジーの活用を支えるのは、被監査会社から入手する財務データ及び非財務データ、企業・業界情報、会計基準や監査基準等の様々な外部から収集する情報といった

『データ』です。質の高いデータを入手・管理し、ITツールに活用できる環境が、ITテクノロジー活用のために必要なインフラだと考えています。

そこで当法人では、被監査会社と監査チームとのデータの授受や質疑を行うためのコミュニケーションツールである『コレポンツール』を導入し、スムーズなデータ連携とデータ管理の仕組みを構築しています。また、入手・収集したデータのクレンジングや標準化を行うためのRPAツールもあわせて導入し、監査調書の作成プロセスの自動化に留まらず、業務上取り扱うデータの質を高め、様々なITツールの精度を維持する仕組みを構築しています。

当法人の監査におけるITテクノロジー活用のアーキテクチャ



当法人のデジタル化推進体制

データアナリティクス
推進

11名

生成AI(独自LLM等)
開発推進

8名

RPAツール開発・
利用推進

18名

コレポンツール
開発推進

9名

2024年6月期

ITの専門能力を有する人材の活用

データ・アナリティクス等のITテクノロジーを積極的に活用するためには、これに必要な人材の活用が不可欠です。今後、監査品質を向上させていくためには、会計や監査の知識・能力だけでなく、ITに関する専門的知見を有する人材が監査業務の中核を担う環境が必要になっていくものと認識しています。このような認識のもと、当法人では、データ・アナリティクス等の高度な専門的知見を有する人材を育成するため、以下の2つのことに取り組んでいます。

- 監査業務を行っている公認会計士等がデータ・アナリティクスに関する専門的な研修プログラムを受講し、比較的簡易なデータ・アナリティクスを監査業務で利用すること
- データ・アナリティクスに関する高度な専門知識を有する人材を監査チームに含めることにより、比較的高度なデータ・アナリティクスを監査業務で利用すること

2024年6月期は、特にデータ・アナリティクスに関し、データの解析やテキストマイニング分野における高度人材の採用、育成に取り組まれました。間もなく、監査業務に新しいITテクノロジーの活用が必須となる時期が来ると認識しており、IT技術者等の専門人材の活用を積極的に進める方針としています。

コレポンツール

当法人では、従来の電子メールや一般的なファイル共有サービスを利用して行っていた監査チームと被監査会社とのデータ授受やスケジュール管理、各データに対する質問等のコミュニケーションを一貫して行うことができる『コレポンツール』を、2024年4月に開発・導入しました。このコレポンツールでは、自社開発のWEBインターフェイスを通じて、監査チームと被監査会社がそれぞれの権限管理下でアクセスし、監査に必要なデータの依頼・授受・期日管理・QAチャットをワンストップで行うことができます。

具体的には、監査チームが被監査会社に対して必要なデータを依頼し、そのデータを受け取るプロセスが簡素化されます。また、期日管理機能により、データの提出期限を明確に設定し、スケジュールの管理が容易になります。さらに、QAチャット機能を利用することで、監査チームと被監査会社との間でリアルタイムに質問や回答を行うことができ、コミュニケーションの効率性が向上します。

コレポンツール上でやり取りされるデータは、SharePoint Online (Microsoft社)のプライベートクラウド環境に保存され、セキュアな環境で管理監督することができます。これにより、データの安全性が確保され、情報漏洩のリスクが低減されます。今後は、データ・アナリティクスツール、RPA、生成AIの各ツールとのデータ連携を自動化することにより、よりデータを中心としたデジタル環境のアーキテクチャの実現を計画しています。

タスク	開始	完了	進捗状況	担当者	ステータス	完了日時
① 監査準備	2023年4月1日	2023年4月1日	100%	田中	完了	2023年4月1日
② 監査実施	2023年4月2日	2023年4月2日	100%	田中	完了	2023年4月2日
③ 監査報告	2023年4月3日	2023年4月3日	100%	田中	完了	2023年4月3日
④ 監査結果確認	2023年4月4日	2023年4月4日	100%	田中	完了	2023年4月4日
⑤ 監査結果報告	2023年4月5日	2023年4月5日	100%	田中	完了	2023年4月5日
⑥ 監査結果報告	2023年4月6日	2023年4月6日	100%	田中	完了	2023年4月6日
⑦ 監査結果報告	2023年4月7日	2023年4月7日	100%	田中	完了	2023年4月7日
⑧ 監査結果報告	2023年4月8日	2023年4月8日	100%	田中	完了	2023年4月8日
⑨ 監査結果報告	2023年4月9日	2023年4月9日	100%	田中	完了	2023年4月9日
⑩ 監査結果報告	2023年4月10日	2023年4月10日	100%	田中	完了	2023年4月10日

RPA

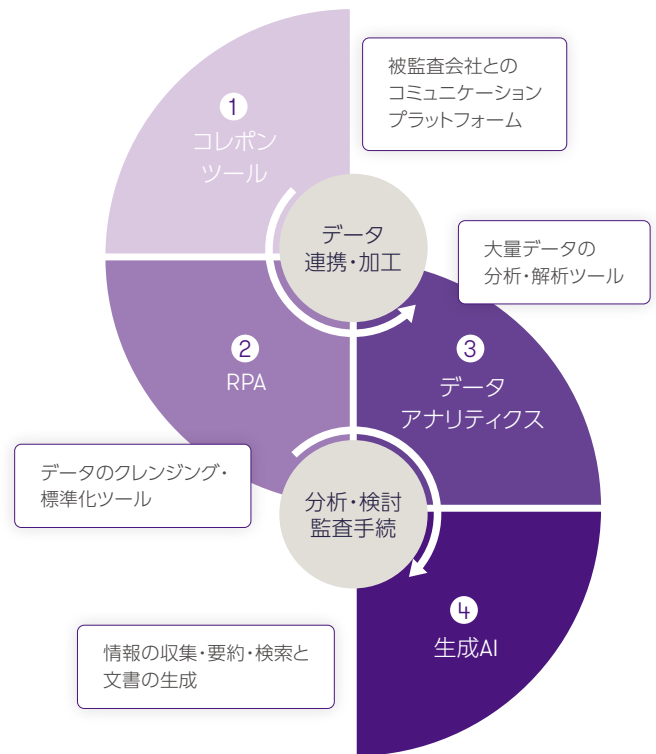
当法人では、監査業務の自動化を進めるためにRPAを導入しています。具体的には、Power Automate (Microsoft社) および Blueprism (Blue Prism社) を利用し、これらをデータ・アナリティクス・ツールと組み合わせて活用しています。この取組みにより、従来は監査スタッフがPCを使って行っていた財務データの整理、分析用データの作成、照合作業(例えば、標準化した監査調書への会計数値の転記や、残高確認手続における送付先住所のテストなど)を自動化しています。

このような監査業務の自動化により、監査スタッフはより監査リスクの高い領域に注力できるようになり、職業的懐疑心を発揮する環境が整備されます。このようなツールの活用が、今後の監査品質向上のための重要な要素となると考えています。

生成AI

当法人では、生成AIを監査チームの専門家が高度な検討や判断を効率的に行うための優秀な参謀役として位置付けています。現在、Azure OpenAI Service (Microsoft社) を利用した独自の大規模言語モデル(LLM)を開発し、チャットアプリケーションを通じて監査チームの各職員が利用できる環境を整えています。このチャットアプリケーションでは、法人内の品質管理マニュアル等の社内文書情報を学習データとして文書検索、監査リスク評価のための文書生成、監査証拠となる文書の翻訳や要約を行うことができます。

今後、学習データの拡大によって検索や文書生成の精度を向上させることを計画しており、さらにデータ・アナリティクス・ツールとRPAによる自動化の仕組みに生成AIを組み合わせることで、より深度のある分析とユーザーの可用性を実現する新たな監査のアーキテクチャを検討しています。



データ・アナリティクス

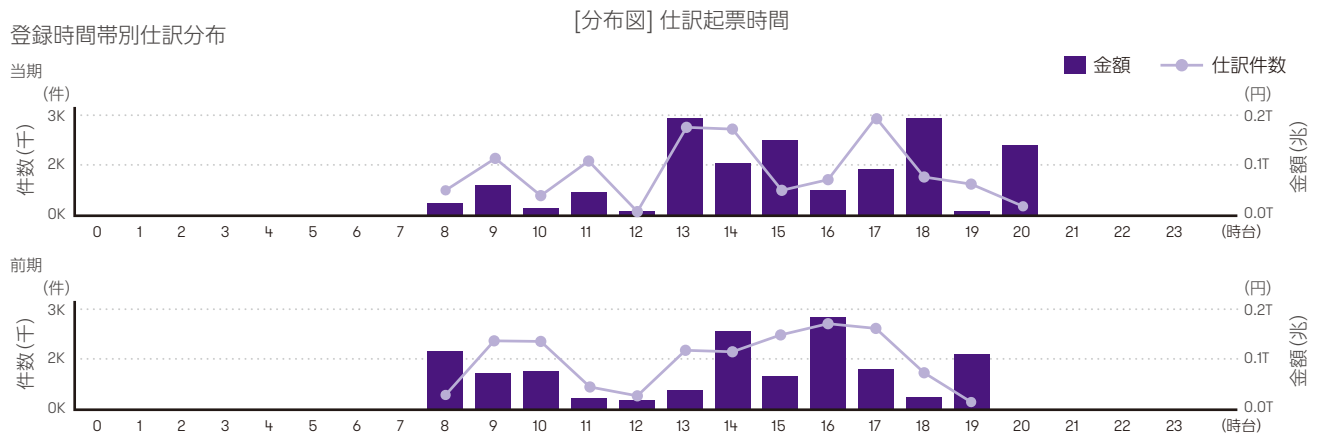
今日、被監査会社では日々大量のデータがシステムにより処理され、その結果が会計数値や開示情報として利用されるケースが増えています。これらの数値が正しいことを確かめるために、監査人がITツールを利用して分析・再計算を行うことで、従来よりも効果的な実証手続が可能となります。このデータ・アナリティクスの手法を監査に利用することで、被監査会社の会計システムや業務システムで処理されている大量のデータから異常点を抽出し、高精度で不正の兆候を把握することができます。

現在、当法人ではデータ・アナリティクスを行うための標準ツールとして、IDEA (Caseware International社)、Alteryx Designer (Alteryx社)、Power BI (Microsoft社) を運用しています。これらのツールの導入により、大量の仕訳データや取引データの準備、統合、加工、分析、レポートを一貫して実施しています。

データ・アナリティクスの活用事例

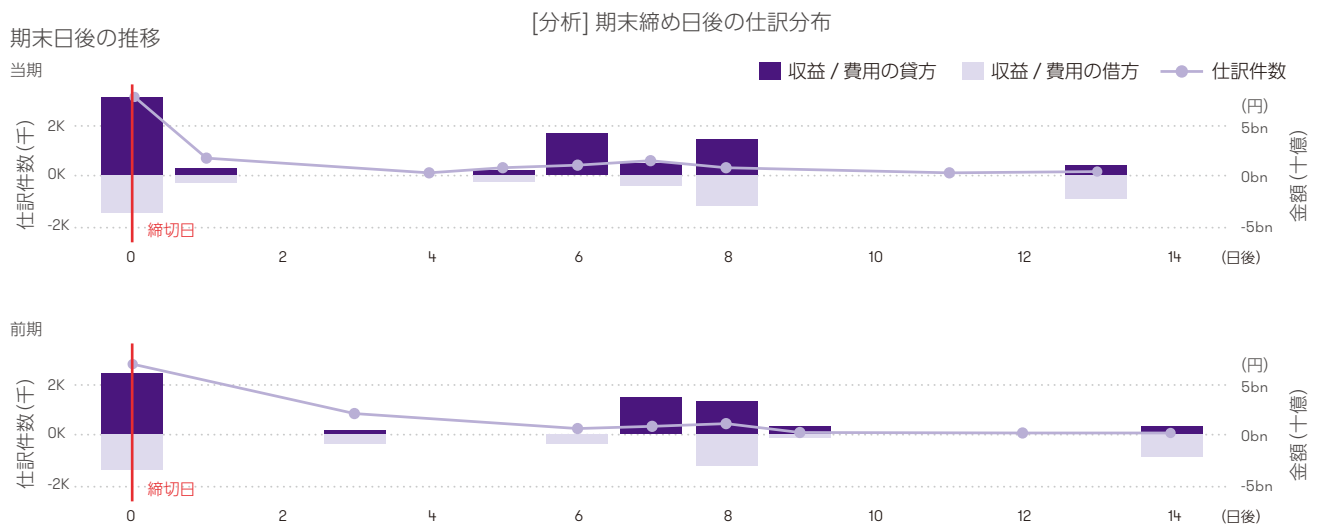
事例1 仕訳起票時間の分布図

会計仕訳の起票登録された時間帯の分布を、金額及び仕訳件数に関して期間比較しています。仕訳テストと当該分析を併せて実施することにより、不正による仕訳起票の兆候を捉えることが可能となります。



事例2 期末締め日後の仕訳分布分析の事例

期末締め日後に会計仕訳が起票登録された時期の分布を、損益の貸借別の金額及び仕訳件数に関して分析しています。異常な時期に仕訳起票されていないか確かめることで、不正による仕訳起票の兆候を捉えることが可能となります。



IT投資

ITテクノロジーの監査業務への活用、サイバーセキュリティ対応・情報漏洩対策のほか、当法人は、多様な働き方の実現や円滑なコミュニケーションを支援するためのIT投資を行っています。既存の概念にとらわれず、ITテクノロジーがさらに活用される近未来を想定し、IT投資を積極的に行い、監査業務に活用していくことを基本方針としています。IT投資は、以下の5つのカテゴリに区分して計画を立案しています。

- 監査業務に利用するPC及び関連ライセンス・通信費
- 監査業務に関する管理系・情報系の基幹システム、リモート・ワーク環境に対応するIT環境の整備
- 情報セキュリティ対策費及び外部セキュリティベンダー利用
- データ・アナリティクスやRPA、AI等に代表される新技術への投資
- その他

2024年6月期のIT投資額は、保守費等の費用も含めて521百万円(前期比▲34百万円)で業務収入に占める割合は2.9%となりました。データ・アナリティクス、RPA、AI等いわゆる次世代監査への投資は、2024年6月期も継続的に加速しており、コレポントール、外部ベンダーと共同でセキュアな独自生成AI(Chat-GPT)環境など、デジタルツールを活用した監査の自動化を推進し、将来のContinuous Auditing(継続的監査)の基礎を整備しております。また、法人運営強化のための、契約や稼働等を管理する基幹システムのリプレイスによる全職員・全社員へのサービス提供を実現しております。なお、監査ツール(電子監査調書(LEAP)やデータ・アナリティクス・ツール)については、主としてグラントソントン本部が投資を行っており、当法人はこれをメンバーシップフィーに含めて負担しています。

情報セキュリティ

グラントソントンが2024年6月期迄に実施したサイバーセキュリティコンプライアンス監査(Global Cybersecurity Compliance Review)において、220項目にも及ぶ要求事項(認証管理、防御技術、検知プロセス、リスク管理、復旧手法)への準拠を進めており、重要なプロセスやテクノロジーの強化を行っています。ランサムウェア攻撃やマルウェア感染等の具体的なインシデントを想定した、サイバーセキュリティ演習や外部専門家による疑似攻撃「ペネトレーションテスト」について訓練を実施し、CSIRT(コンピュータ・セキュリティ・インシデント・レスポンス・チーム)体制の実運用検討再整備を行う事によるプロセス強化、ランサムウェア対策製品の導入(ストレージ機器リプレイス及びランサムウェア復旧を重視したバックアップ専用アプライアンス製品)によるテクノロジー強化を進めております。また、外部セキュリティベンダーによるSOC(セキュリティ・オペレーション・センター)にて法人全体のIT活動ログ(平均約15億件)を常に監視・解析し24時間365日継続したリスク分析に取り組んでいます。また、全社員及び全職員が、グラントソントンに要求されたサイバーセキュリティ・トレーニング研修を受講しています。

IT投資額

521百万円

2024年6月期

サイバー攻撃等に対する情報漏洩対策

全てのPC及びサーバー等の情報機器で利用するオペレーション・システムの最新バージョンの適用管理	DNS認証 (SPF、DMARC、DKIM) とレピュテーションチェック
全てのPC及びサーバー等の情報機器のハードディスク等の記録媒体の暗号化管理及びPCのシンクライアント化管理	適切な管理者権限の付与と定期的な棚卸
全てのPC及びサーバー等の情報機器のコンピュータウイルスソフトの適用管理	インシデント対応計画に基づいたシナリオ演習
ネットワークへの侵入検知システム (IDS) 機能及び侵入防止システム (IPS) 機能を有する強固なファイアウォールの適用管理	ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS) 認証取得 (部門拡大)
全てのモバイル機器の集中管理とデータ保有制御の管理	改正個人情報保護法に基づく自主規程の刷新
Microsoft365管理 (管理者、ユーザー)	外部クラウドストレージサービスを利用する際の適切なデータ伝送制御の管理
コンテンツ・フィルタリング・システムによるインターネット等を通じた通信情報の監視・管理	法人内部での簡易なプログラム開発含む自主開発ルールの策定
脆弱性スキャンツールによる全てのPCやシステム、ネットワークの脆弱性テストの実施	ランサムウェア感染を想定した監査業務データ類のコールドバックアップ機構の導入
全てのユーザー及び管理者へのセキュリティ意識向上トレーニングの実施	

6

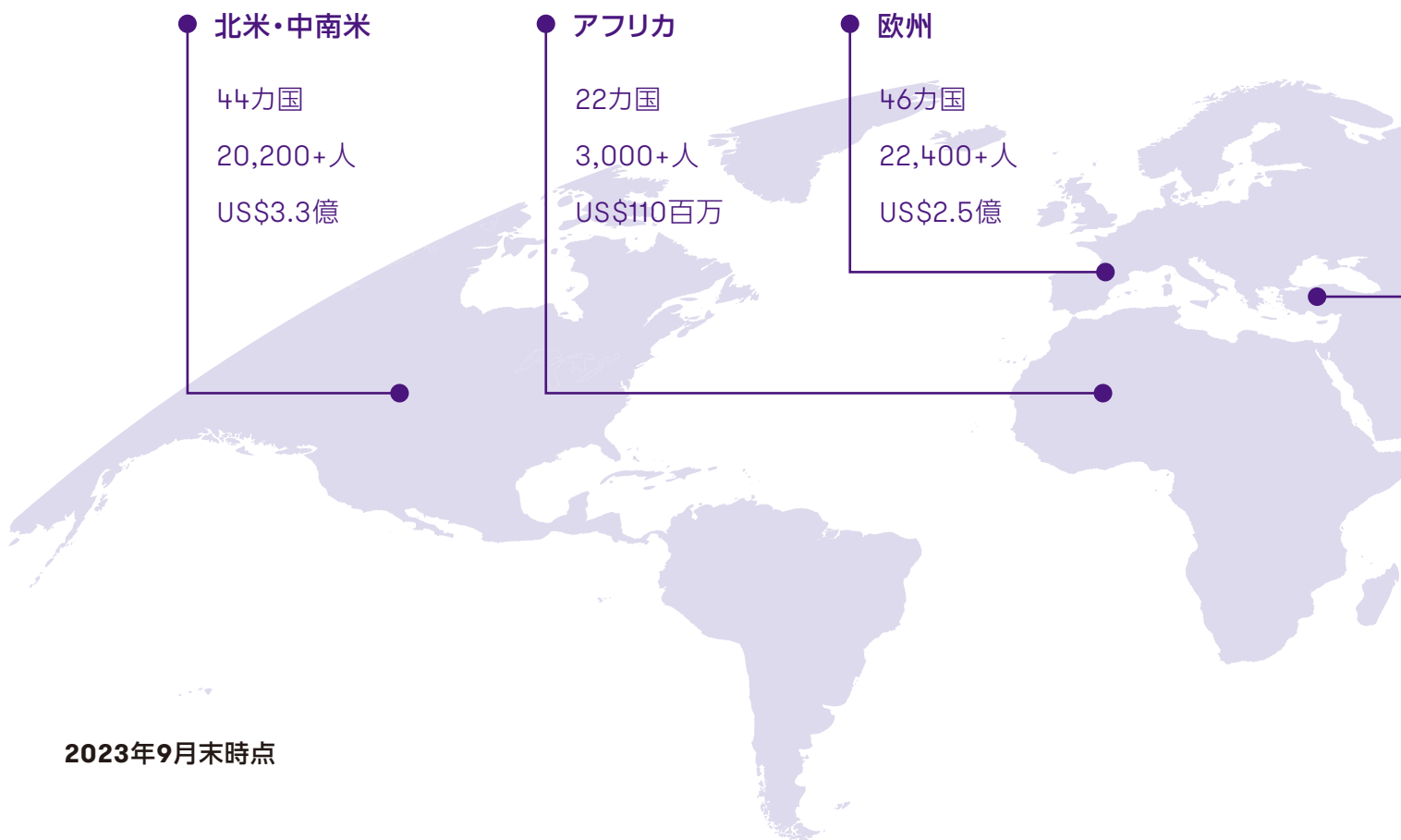
太陽有限責任監査法人の ネットワーク

Grant Thornton (グラントソントン) の概要

グラントソントンは、監査・保証業務、税務関連業務、アドバイザリーサービスを提供している会計事務所及びコンサルティング会社から構成される世界有数の国際組織です。

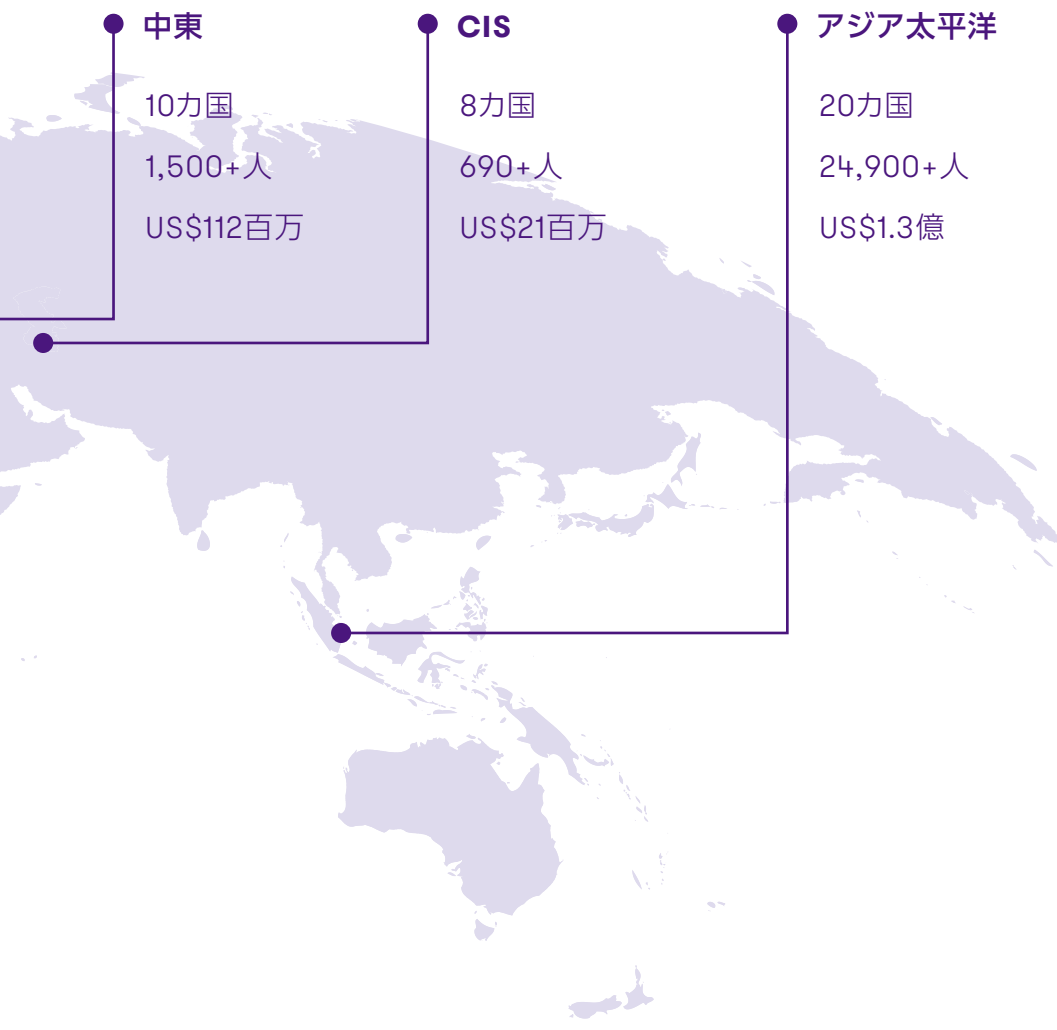
当法人は、グラントソントンのメンバーファームとして提携し、そのネットワーク、人材育成プログラム、情報システム等の経営資源を最大限活用しています。また、グローバルに展開する日本企業グループの監査人として主体的且つ能動的に機能できるように、グラントソントンの世界各国のメンバーファームと深く連携し、共通の国際的な監査メソッドロジーに基づき一貫性のある監査サービスを提供することで、当該企業グループ全体

の監査を有効に実施するための体制を整備しています。また、日本企業の海外事業展開を支援するため、世界主要都市のメンバーファームにジャパン・デスクを設置し、日本人駐在員または日本語対応可能な会計専門家を常駐させることで、高品質かつきめ細やかなサービスを提供しています。グラントソントンがグローバル共通で開発したメソッドロジーやツール等を利用する際には、国際監査基準に準拠したGTILのメソッドロジーを基礎としつつ、日本固有の法令及び監査基準等を斟酌のうえ開発を行っており、我が国の監査制度への適合性という観点からも監査品質を確保しています。なお、グラントソントンとその



2023年9月末時点

メンバーファームはそれぞれ別個の法人であり、各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。また、グラントソントンとそのメンバーファームは、相互に代理せず、また義務を負わず、相互の作為又は不作為についての債務は負っていません。各国の業務運営方針に関しては各国メンバーファームの自主性が尊重されており、一定の助言を受けながら当法人が方針を立案し、GTILに報告する体制となっています。また当法人は、国際会議等において必要な発信を行っています。



US\$7.5億



73,000+人
従業員



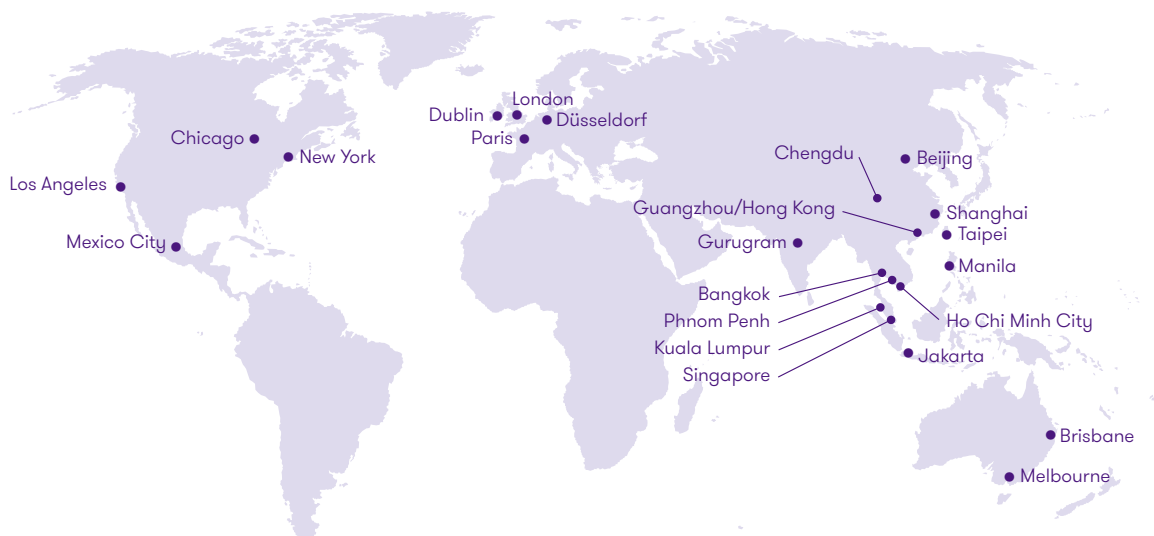
700+
拠点



150
国・地域

ジャパンデスク

日本企業の海外事業展開を支援するため、世界主要都市に日本語対応可能な専門家を配置し、現地法人・支店等の監査をはじめ、新規海外進出、進出後の各国の税務・会計規則へのコンプライアンス、M&A、また海外展開を戦略的に見直す場合のビジネスアドバイザー等の高品質で幅広いサービスを提供しています。



日本人/日本語対応スタッフが駐在している拠点

- アジア : 上海、北京、広州、香港、台北、マニラ、ジャカルタ、シンガポール、クアラルンプール、プノンペン、ハノイ、ホーチミン、バンコク、グルグラム (旧称: グルガオン)
- アメリカ : シカゴ、ニューヨーク、ロサンゼルス、メキシコシティ
- ヨーロッパ : デュッセルドルフ、パリ、ロンドン、ダブリン
- オセアニア : ブリスベン、メルボルン

海外取引、海外子会社等の監査に対する方針及び体制

当法人は、グローバルに展開する日本企業のグループ監査人として主体的に機能できるよう、グラントソントンの世界各国のメンバーファームと深く連携し、共通の国際的な監査メソッドロジーに基づき一貫性のある監査サービスを提供することで、当該企業グループ全体の監査を有効に実施するための体制を整備しています。

グループ監査の基準改訂に伴い、グループ監査責任者が構成単位の監査人への指揮・監督及びその作業の査閲について直

接責任を負うこととなります。そのため、グラントソントンのネットワークを駆使しながら、能動的にグループ監査を行うことを原則的な方針としています。一方で、グループ全体における重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び当該リスクに対する監査手続の実施に際し、被監査会社等の海外展開の程度に応じ、グラントソントン以外の構成単位の監査人を利用することも考えられます。グループ監査業務の全体的な品質の管理と達成に対して責任を全うし、監査品質を確保していきます。

国内ネットワークの概要

当法人は、監査品質の向上の観点から、その業務内容を原則として監査業務に限っており、非監査業務については国内メンバーファームがサービスライン別にその役割を担うことによってクライアントの多様なニーズに応えています。また、国内メン

バーファームの活動は、当法人に会計周辺業務に関する幅広い知見をもたらすとともに、人材交流を通じて個々人の成長を支援します。さらに、その知見が監査業務に還元されることで、監査品質の向上にも貢献します。

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社

財務・会計デューデリジェンス、企業価値評価、内部統制関連業務、情報システムコンサルティング、不正調査・フォレンジック業務、事業再編・再生、海外進出支援、経営コンサルティング、中国ビジネス・税務コンサルティング、情報システム導入・運用コンサルティング、業務改革コンサルティング

太陽グラントソントン税理士法人

税務コンプライアンス、連結納税、税務レビュー・セカンドオピニオン、国際税務、移転価格コンサルティング、企業組織再編税務、グループ企業間取引設計、税務訴訟、外国人所得税コンサルティング

株式会社サンライズ・アカウンティング・インターナショナル

月次・連結決算、経費精算・支払業務、請求書発行、税務申告等の経理財務業務、資金管理・予実管理等の管理会計業務、給与計算・社会保険事務等の人事総務業務、IFRS対応サポート・国際ビジネスサポート・電子帳簿保存法対応サポート・システム導入等の会計コンサルティング

※株式会社サンライズ・アカウンティング・インターナショナルは、2024年11月1日付で、国際会計事務所ネットワークであるGrant Thorntonのメンバーファームに加盟しました。

太陽グラントソントン株式会社

資本戦略、株価・事業価値評価、海外進出・海外ビジネス支援、事業承継対策・国際相続・ファミリーオフィスサービス、公益法人コンサルティング

太陽グラントソントン社会保険労務士法人

給与計算・労働社会保険手続アウトソーシング、雇用契約書・就業規則の作成支援、外国人労働者とコンプライアンス支援、日本人労働者の海外出向支援、企業組織再編労務の支援、労務監査・人事内部監査の支援、システム構築による人事業務改善ソリューション

太陽グラントソントン・アカウンティングサービス株式会社

会計帳簿作成、月次決算および年次決算（US基準、日本基準等）、銀行口座管理、支払送金業務およびWebバンキングの設定支援、海外本部向け報告書の作成、金融庁提出報告書（月次モニタリングレポート等）の作成、会計監査対応資料の作成、減価償却計算・償却資産台帳の作成

上記グラントソントン加盟事務所では、全社が参画する「グループ委員会」を定期的開催しています。委員会においては、加盟事務所各社の基本方針、中期事業計画、年度予算及びその実行状況、並びにGrant Thornton International Ltd. の

Board of Governorsにおける協議・決定事項等を共有するとともに、グループとしてのブランディングや情報セキュリティ等に関する協議を行っています。

7

法人概要



法人概要

名称

太陽有限責任監査法人
Grant Thornton Taiyo LLC (英文名称)

設立

1971年9月

総括代表社員 (CEO)

山田茂善

人員数

代表社員・社員	91名
特定社員	4名
公認会計士	338名
公認会計士試験合格者等	270名
その他専門職	246名
事務職員	95名
常勤合計	1,044名
契約職員	253名
顧問	1名
合計	1,298名 (2024年6月末)

被監査会社数

金融商品取引法・会社法監査	350社
金融商品取引法監査	23社
会社法監査	154社
信用金庫/信用組合監査	29社
独立行政法人監査	4社
国立大学法人監査	5社
学校法人監査	45社
社会福祉法人監査	12社
医療法人監査	6社
社団法人/財団法人/その他非営利法人監査	40社
その他の法定監査	127社
その他の任意監査	324社
被監査会社数 合計	1,119社 (2024年6月末)

事務所案内

本部・東京事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂1-2-7
赤坂Kタワー22階
TEL: 03-5474-0111
FAX: 03-5474-0112

東北事務所

〒980-0021
宮城県仙台市青葉区中央2-2-1
仙台三菱ビル4階
TEL: 022-797-2471
FAX: 022-797-2472

北陸事務所

〒920-0031
石川県金沢市広岡1-1-18
金沢KSビル6階
TEL: 076-231-3270
FAX: 076-263-9181

福井オフィス

〒910-0006
福井県福井市中央3-3-21
福井中央ビル3階
TEL: 0776-27-3023
FAX: 0776-26-4331

大阪事務所

〒530-0015
大阪府大阪市北区中崎西2-4-12
梅田センタービル24階
TEL: 06-6373-3030
FAX: 06-6373-3303

新潟事務所

〒950-0087
新潟県新潟市中央区東大通2-4-10
日本生命新潟ビル8階
TEL: 025-290-7081
FAX: 025-290-7082

中国・四国事務所

〒732-0822
広島県広島市南区松原町2-62
広島JPビルディング12階
TEL: 082-258-5288
FAX: 082-258-4351

富山オフィス

〒930-0008
富山県富山市神通本町1-6-5
富山東京海上日動ビル2階
TEL: 076-433-3150
FAX: 076-433-3625

札幌事務所

〒060-0001
北海道札幌市中央区北一条西4-2-2
札幌ノースプラザ7階
TEL: 011-596-9351
FAX: 011-596-9352

名古屋事務所

〒451-6025
愛知県名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー25階
TEL: 052-569-5605
FAX: 052-569-5606

九州事務所

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神2-14-2
福岡証券ビル5階
TEL: 092-718-3071
FAX: 092-718-3070

神戸オフィス

〒658-0032
兵庫県神戸市東灘区向洋町中6-9
神戸ファッションマート8階
TEL: 078-858-9995
FAX: 06-6373-3303

沿革

1971年 9月	太陽監査法人設立
2006年 1月	太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる
2008年 7月	有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる
2012年 7月	永昌監査法人と合併
2013年 10月	霞が関監査法人と合併
2014年 10月	太陽有限責任監査法人に社名変更
2018年 7月	優成監査法人と合併

財務データ

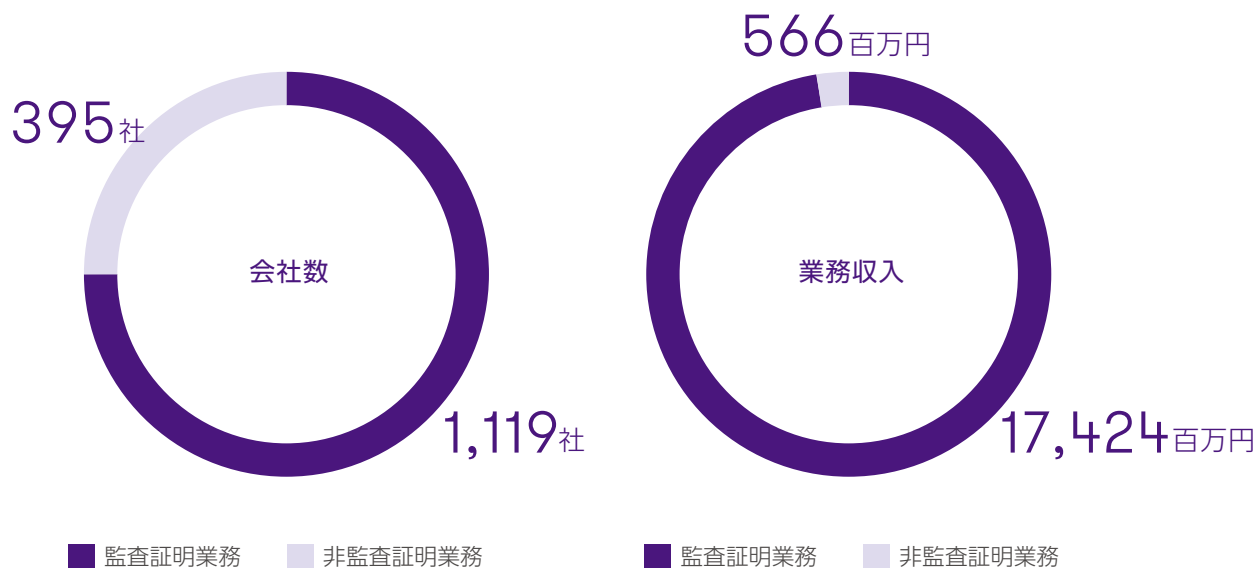
当法人の貸借対照表、損益計算書の概要は以下のとおりです。なお、当法人の計算書類は、会計監査人の監査を受けています。

貸借対照表(単位:百万円)

	2023/6	2024/6		2023/6	2024/6
現金及び預金	8,864	9,652	未払金	1,046	1,062
業務未収入金	871	1,015	その他	2,959	2,562
その他	428	393	流動負債合計	4,006	3,624
流動資産合計	10,163	11,060	固定負債合計	2,582	2,743
有形固定資産	556	714	負債合計	6,588	6,367
無形固定資産	164	245	資本金	530	543
投資等	2,360	2,542	剰余金	6,125	7,652
固定資産合計	3,080	3,502	資本合計	6,656	8,195
資産合計	13,244	14,563	負債資本合計	13,244	14,563

損益計算書(単位:百万円)

	2023/6	2024/6
業務収入	16,830	17,991
業務費用	14,111	15,678
営業利益	2,719	2,312
営業外損益	64	4
経常利益	2,783	2,317
特別損益	△4	△96
税引前利益	2,778	2,220
法人税等	879	428
当期利益	1,899	1,792



資本市場における投資家保護を念頭におき、監査品質の向上という観点から監査法人の経営資源を監査に集中して注力するため、当法人の業務内容は原則として監査業務及び監査業務に付随する非監査業務に限り、グループ会社がそれ以外の非監査業務担うこととしております。監査業務に付随する非監査業務の主なものは、IPO準備会社に対する短期調査や助言業務、コンフォートレターの発行等です。なお、報酬依存度が15%を超える特定の被監査会社はありません。

主な被監査会社一覧 (2024年6月末現在)

上場会社

●建設業

暁飯島工業(株)
(株)イチケン
(株)ヴィス
(株)ウエストホールディングス
エクシオグループ(株)
(株)佐藤渡辺
JESCOホールディングス(株)
新日本建設(株)
第一カッター興業(株)
大末建設(株)
大成温調(株)
太平電業(株)
日本基礎技術(株)
(株)FUJIジャパン
(株)ヤマト

●食料品

旭松食品(株)
アリアケジャパン(株)
日東ベスト(株)
(株)ブルボン
六甲バター(株)

●パルプ・紙/繊維製品

阿波製紙(株)
東海染工(株)
山喜(株)
(株)ルックホールディングス

●化学

旭化学工業(株)
(株)きもと
積水樹脂(株)
チタン工業(株)
東洋ドライループ(株)
(株)トクヤマ
フクビ化学工業(株)
北興化学工業(株)
保土谷化学工業(株)
丸尾カルシウム(株)
ミライアル(株)
レック(株)

●医薬品

(株)ジーエヌアイグループ
(株)デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

●石油・石炭製品/ゴム製品/ ガラス・土石製品/鉄鋼/非鉄金属

(株)アーレスティ
虹技(株)
日本電解(株)
藤倉コンポジット(株)
三谷セキサン(株)
(株)MORESCO

●金属製品

(株)アドバネクス
川田テクノロジーズ(株)
協立エアテック(株)
(株)ケー・エフ・シー
(株)J-MAX
(株)スーパーツール
立川プラインド工業(株)
中央発條(株)
東プレ(株)
(株)中西製作所
那須電機鉄工(株)

●機械

(株)石川製作所
栗田工業(株)
黒田精工(株)
鈴茂器工(株)
(株)ソディック
大豊工業(株)
THK(株)
東洋機械金属(株)
(株)中北製作所
中野冷機(株)
(株)ニッチツ
野村マイクロ・サイエンス(株)
ヒーハリスト(株)
(株)日阪製作所
フジテック(株)
富士変速機(株)
(株)マースグループホールディングス
(株)ユーシン精機
ローツェ(株)
ワイエイシイホールディングス(株)

●電気機器

HPCシステムズ(株)
エブレン(株)
(株)MCJ
(株)遠藤照明

(株)オキサイド
(株)京写
KOA(株)
(株)サンコー
(株)ズーム
SEMITEC(株)
太洋テクノレックス(株)
(株)ツインバード
日本アンテナ(株)
日本信号(株)
日本電波工業(株)
バルミューダ(株)
日置電機(株)
北陸電気工業(株)
松尾電機(株)

●輸送用機器

曙ブレーキ工業(株)
カヤバ(株)
(株)ジャムコ
新明和工業(株)
(株)ニッキ
(株)モリタホールディングス

●精密機器

シグマ光機(株)
(株)スリー・ディー・マトリックス
(株)日本エム・ディ・エム

●その他製品

(株)クレストック
(株)スノーピーク
総合商研(株)
(株)トランザクション
ニホンフラッシュ(株)
(株)フルヤ金属
ローランド(株)

●倉庫・運輸関連業/陸運業

(株)エージーピー
(株)関通
センコーグループホールディングス(株)
伏木海陸運送(株)
丸八倉庫(株)

上場会社

●情報・通信業

(株) アイ・ピー・エス(東証プライム)
(株) アイ・ピー・エス(東証スタンダード)
(株) アイドマーケティングコミュニケーション
(株) アイネット
アウトLOOKコンサルティング(株)
アクセルマーク(株)
アステリア(株)
アドソル日進(株)
(株) eWeLL
eBASE(株)
Institution for a Global Society(株)
(株) インターファクトリー
(株) Aiming
ARアドバンステクノロジー(株)
(株) SRAホールディングス
(株) エディア
ANYCOLOR(株)
(株) エムケイシステム
(株) オークネット
オープンワーク(株)
(株) オプティム
(株) カオナビ
(株) セキュアヴェイル
カバー(株)
クルーズ(株)
(株) Globee
コムチュア(株)
(株) サインド
(株) ザッパラス
(株) Sun Asterisk
(株) CAC Holdings
(株) jig.jp
(株) システムインテグレータ
(株) システムソフト
(株) シノプス
シリコンスタジオ(株)
(株) シンカ
シンプレクス・ホールディングス(株)
(株) スカラ
(株) スタメン
スパイダープラス(株)
(株) すららネット
(株) セキュア
(株) ゼネテック
大興電子通信(株)
チエル(株)
都築電気(株)
(株) データ・アプリケーション

(株) テクノスジャパン
テクミラホールディングス(株)
(株) デジタルハーツホールディングス
テモナ(株)
(株) ニーズウェル
(株) ネオマーケティング
(株) ネットスターズ
ネットワンシステムズ(株)
(株) ビーグリーン
BBDイニシアティブ(株)
(株) ビーブレイクシステムズ
HEROZ(株)
ビリングシステム(株)
(株) ファインズ
(株) ブイキューブ
(株) FIXER
(株) フェイス
(株) フォーバル・リアルストレート
(株) フォーバルテレコム
富士ソフト(株)
(株) フライトソリューションズ
ブルーイノベーション(株)
(株) ベネフィットジャパン
HOUSEI(株)
(株) メディア工房
(株) メディアシーク
(株) ユビキタスAI
(株) ラキール
リンカーズ(株)
(株) ワンキャリア

●卸売業

(株) アイナボホールディングス
(株) アルファパーチェス
大木ヘルスケアホールディングス(株)
(株) オータケ
川辺(株)
クリエイト(株)
(株) cotta
(株) 三栄コーポレーション
(株) ジーデップ・アドバンス
昭栄薬品(株)
(株) SHINKO
清和中央ホールディングス(株)
泉州電業(株)
セントラルフォレストグループ(株)
中部水産(株)
(株) デンキョーグループホールディングス
東北化学薬品(株)

トルク(株)
日新商事(株)
(株) ビューティカダンホールディングス
(株) フォーバル
BRUNO(株)
ポエック(株)
(株) 星医療酸器
丸紅建材リース(株)
(株) ミクリード
三谷商事(株)
ムーンバット(株)

●小売業

(株) いつも
(株) エービーシー・マート
(株) エスエルディー
MRKホールディングス(株)
(株) 魁力屋
コーナン商事(株)
(株) シー・ヴィ・エス・ベイエリア
シュッピン(株)
(株) シルバーライフ
(株) スーパーバリュー
(株) 大和
(株) WDI
(株) チヨダ
(株) DDグループ
(株) トップカルチャー
(株) ハチバン
BEENOS(株)
ファーマライズホールディングス(株)
(株) ベルク
(株) ほぼ日
(株) マックハウス
(株) 松屋
(株) マルヨシセンター
夢展望(株)
RIZAPグループ(株)
(株) リンガーハット
綿半ホールディングス(株)
(株) ワットマン

上場会社

●銀行業/証券・商品先物取引業/ 保険業/その他金融業

(株)アサクス
Jトラスト(株)
(株)ジャパンインベストメントアドバイザー
全国保証(株)
(株)鳥取銀行
日産証券グループ(株)
日本リビング保証(株)
ブロードマインド(株)

●不動産業

(株)アールエイジ
(株)アールプランナー
APAMAN(株)
(株)アンビションDXホールディングス
いちご(株)
(株)インテリックス
(株)ウィル
エスリード(株)
エリアリンク(株)
霞ヶ関キャピタル(株)
(株)クミカ
(株)JPMC
日本グランデ(株)
パラカ(株)
(株)ファンドクリエーショングループ
ホームポジション(株)
MIRARTHホールディングス(株)
(株)ランドネット
(株)LeTech

●サービス業

(株)アール・エス・シー
(株)アソインターナショナル
(株)アドベンチャー
イー・ガーディアン(株)
(株)市進ホールディングス
INTLOOP(株)
(株)ウチヤマホールディングス
(株)WOLVES HAND
(株)AB&Company
(株)エスプール
(株)エヌ・シー・エヌ
(株)MS&Consulting
オリジナル設計(株)
(株)音通
(株)CaSy
(株)KeyHolder

(株)きずなホールディングス
(株)キャリアデザインセンター
共栄セキュリティサービス(株)
クックビズ(株)
(株)グッドパッチ
(株)クリーク・アンド・リバー社
グリーンモンスター(株)
(株)グローバルキッズCOMPANY
(株)ココレポート
(株)サクシード
(株)CS-C
(株)GENOVA
(株)識学
ジャパニアス(株)
(株)スプリックス
総合警備保障(株)
(株)ダイサン
(株)ダイブ
TAC(株)
タメニー(株)
(株)ツカダ・グローバルホールディング
TDSE(株)
(株)テイクアンドギヴ・ニーズ
(株)テー・オー・ダブリュー
(株)鉄人化ホールディングス
(株)デリバリーコンサルティング
(株)トスネット
(株)トライト
(株)ナルネットコミュニケーションズ
日建工学(株)
日本ホスピスホールディングス(株)
パーチャレクス・ホールディングス(株)
(株)ヒューマンクリエイションホールディングス
(株)プラップジャパン
(株)プロジェクトホールディングス
(株)プロレド・パートナーズ
(株)ベイカレント・コンサルティング
(株)ベストワンドットコム
ホウライ(株)
マイクロ波化学(株)
(株)Macbee Planet
ライク(株)
(株)ライスカレー
(株)ライドオンエクスプレスホールディングス
(株)リンクアンドモチベーション
ワシントンホテル(株)

非上場 大会社

いちご地所(株)
インヴァスト証券(株)
上田八木短資(株)
(株)大木
国分グループ本社(株)
国分首都圏(株)
互助会保証(株)
(株)西京銀行
(株)佐賀共栄銀行
佐藤製薬(株)
JPリースプロダクツ&サービスイズ(株)
センコー(株)
(株)立飛ホールディングス
東京貿易ホールディングス(株)
富山地方鉄道(株)
北陸観光開発(株)
(株)マルハン
山崎金属産業(株)
吉野石膏ホールディングス(株)

投資法人

いちごオフィスリート投資法人
いちごグリーンインフラ投資法人
いちごホテルリート投資法人
エネクス・インフラ投資法人
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
ジャパン・インフラファンド投資法人
大和証券リビング投資法人
東海道リート投資法人
東京インフラ・エネルギー投資法人
星野リゾート・リート投資法人

国立大学法人/独立行政法人

国立大学法人秋田大学
国立大学法人大分大学
国立大学法人岡山大学
国立大学法人北海道教育大学
国立大学法人山口大学
国立研究開発法人建築研究所
国立研究開発法人土木研究所
独立行政法人国民生活センター
独立行政法人情報処理推進機構

監査法人ガバナンス・コードの 対応状況について

当法人は、2017年7月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人ガバナンス・コード）」を採用しております。監査法人ガバナンス・コードに記載されている各原則・指針の当法人における対応状況は、以下のとおりです。

	原則・指針	参照	頁
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人の文化と価値観 職業倫理の醸成	8 18
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人の文化と価値観 パートナーの行動規範	8 18
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	人材育成の方針	38
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人の文化と価値観	8
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	非監査業務に対する考え方 多様な働き方とキャリア	18 40
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	当法人のネットワーク	50
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	経営執行機関	10
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	経営執行機関 各組織の役割	10 11
	<ul style="list-style-type: none"> 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 	監査チームを支援する体制 リスク情報を横断的に管理する体制	24 31

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 	コミュニケーション	34
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 	人材育成の方針	38
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備 	テクノロジーの活用	44
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	社員総会 経営執行機関	10 10
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	監督・評価機関	14
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	経営評議会 独立性を有する第三者	14 15
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	経営評議会による助言 及びその対応	15
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	経営評議会	14
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	各組織の役割	11

4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	人材育成の方針	38
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	各組織の役割	11
		人材交流	42
		人材育成の方針	38
		監査品質の向上のためのリソースの効果的な活用 多様な働き方とキャリア	22 40
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査役等とのコミュニケーション	35
		ステークホルダーとのコミュニケーション	35
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	通報制度	35
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本報告書	全体
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 監査法人における品質管理システムの状況 経営機関等の構成や役割 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 	当法人の文化と価値観	8
		当法人の文化と価値観	8
		監査品質指標一覧	6
		品質管理システムの評価	17
		ガバナンスの概要	9
		監督・評価機関	14
		非監査業務に対する考え方	18
		テクノロジーの活用	44
		人材育成の方針	38
		財務データ	56

	<ul style="list-style-type: none"> 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>グループ監査への対応</p> <p>経営評議会による助言及びその対応</p>	<p>24</p> <p>15</p>
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>太陽有限責任監査法人のネットワーク</p>	<p>50</p>
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>監査役等とのコミュニケーション</p> <p>ステークホルダーとのコミュニケーション</p>	<p>35</p>
5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>監査品質指標一覧</p>	<p>6</p>
5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>監査役等とのコミュニケーション</p> <p>ステークホルダーとのコミュニケーション</p>	<p>35</p>

[お問い合わせ]

太陽有限責任監査法人 経営企画部

〒107-0051

東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー22階

TEL: 03-5474-0362 FAX: 03-5411-2153

発行日: 2024年12月2日



www.grantthornton.jp

©2024 Grant Thornton Taiyo LLC All rights reserved.

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。Grant Thornton International Ltd (GTIL)とメンバーファームはそれぞれ別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しており、GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、また義務を負わず、相互の作為又は不作為についての債務はありません。